

第一類 第三回国会 法務委員会 議議録 第十三号

(一五九)

平成四年五月二十二日(金曜日)
午前十時一分開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 鈴木俊一君

理事 津島雄二君

理事 与謝野馨君

理事 鈴木喜久子君

理事 愛知和男君

大島理森君

武部勤君

増田敏男君

小澤克介君

高沢寅男君

筒井信隆君

元信堯君

中野寛成君

出席委員

法務大臣

法務大臣官房長

法務大臣官房司

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省矯正局長

法務省官房司

法務調査部長

法務省官房司

理事 田辺廣雄君	理事 星野行男君	理事 小森龍邦君	理事 冬柴鐵三君	理事 石川要三君	理事 小林興起君	理事 長谷川峻君	理事 村上誠一郎君	理事 沢田広君	理事 谷村啓介君	理事 松原脩雄君	理事 大野由利子君	理事 木島日出夫君	理事 德田虎雄君	理事 小澤克介君	理事 中村巖君	理事 中野寛成君	理事 高沢寅男君	理事 筒井信隆君	理事 元信堀君	理事 小澤克介君	理事 中村巖君	理事 中野寛成君	理事 高沢寅男君	理事 筒井信隆君	理事 元信堀君	理事 小澤克介君	理事 中村巖君	理事 中野寛成君	理事 高沢寅男君	理事 筒井信隆君	理事 元信堀君	理事 小澤克介君	理事 中村巖君	理事 中野寛成君	理事 高沢寅男君	理事 筒井信隆君	理事 元信堀君	理事 小澤克介君	理事 中村巖君	理事 中野寛成君	理事 高沢寅男君	理事 筒井信隆君	理事 元信堀君
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	---------	----------	----------	-----------	-----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	----------	----------	----------	---------

同月二十二日
委員の異動

辞任

補欠選任

村上誠一郎君

同月二十二日
同外二件(上田卓三君紹介)(第二五四六号)

同(遠藤乙彦君紹介)(第二五四七号)

同(後藤茂君紹介)(第二五四八号)

同(左近正男君紹介)(第二四五九号)

同(常松裕志君紹介)(第二五五〇号)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する諸願(中村巖君紹介)(第二三三二八号)

同外一件(小澤克介君紹介)(第二三三二六号)

同(倉田栄喜君紹介)(第二三三二七号)

同外一件(沢田広君紹介)(第二三三二八号)

同外三件(清水勇君紹介)(第二三三二九号)

同(谷村啓介君紹介)(第二三三三〇号)

同(中村巖君紹介)(第二三三二一號)

同(小澤克介君紹介)(第二五五一號)

同外一件(沢田広君紹介)(第二五五二号)

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する諸願外四件(小澤定男君紹介)(第二五五三号)

は本委員会に付託された。

○浜田委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改

正する法律案及び少年の保護事件に係る補償に関

する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。鈴木喜久子君。

○鈴木喜久子君

まず、刑事補償法、まあ両方に係る問題ですが、

ここで、刑事補償法というものの法的な性質、これ

は国家賠償法との関係を踏まえて一体どういうも

のと理解をしたらよろしいのか、その点について

伺いたいと思います。

○濱田委員長 刑事補償の性質、特に国家賠償法

による賠償請求との関係についてお尋ねだと思う

わけでございます。

○濱田委員長 刑事補償は、考え方としましては、定型化され

た国家賠償であるというふうに考えているわけでござります。刑事手続で適法に抑留または拘禁さ

れただれども結果的に無罪とされた者に対しまし

た国家賠償であるというふうに考えているわけでござります。刑事手続で適法に抑留または拘禁さ

れただれども結果的に無罪とされた者に対しまし

少年の保護事件に係る補償に関する法律案(内閣提出第五二号)

同(佐藤恒晴君紹介)(第二二八四号)

同(日笠勝之君紹介)(第二二八五号)

同(玉城栄一君紹介)(第二二三二二号)

同遠藤乙彦君紹介)(第二五四四号)

同(西中清君紹介)(第二四五五号)

非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願(阿部未喜男君紹介)(第二二八六号)

山田家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○浜田委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所今井民事局長、島田刑事局長、

山田家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そとおり決しました。

本日の会議に付した案件
刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願外一件(石田祝穂君紹介)(第二二八三号)

は本委員会に付託された。

では、公平の原則上、抑留または拘禁によつて生じた損害、これは必ずしも全損害ではないと考へているわけでございますが、そういう損害を国が補償するのが相当であるというふうに考えられるわけでございまして、これが刑事補償の認められる理由であります。したがいまして、刑事補償は損害のてん補である点においては国家賠償とその本質を同じくしているというふうに考えておりまます。ただ、國家機関の故意過失を補償の要件としていること、及び補償金の額が定型化されること、この二点におきまして一般の国家賠償とは異なつてゐるというふうに考へてゐるわけでございます。

た、されたのはどのくらいなんでしょうか。
○島田最高裁判所長官代理人 十四件中認められたのは二件でございます。

みの分については非常に厳格な方をし、そして金額的にもなかなかその上に伸びないということになりますと、一体何のために国家賠償があるのかといふことも考へざるを得ないところでありますし、こういった形で国家賠償を請求するような事件というのは、冤罪事件として非常に世間でも注目を浴びたり社会的にも問題になつたような事件が多くて、しかもその証拠の認定等については、故意とまでは言わなくともかなりの部分について過失があるというふうには考えやすいのではないか。

例えは鑑定を出されたときに、その鑑定についてかなりの誤りがあったというような場合が多い

○山田最高裁判所長官代理人 少年事件で付添人がつく事件の数でございますが、道路交通事件を除いたいわゆる一般保護事件というのを基準にして終局総人員を見てみると、昭和六十一年度で一千六百三十九件でございます。これが平成二年一度になりますして千九百七十五件ということになっております。これは弁護士付添人には限りませんが、このうちの約九五%が弁護士である付添人ということになつておりますし、弁護士である付添人がつく事件は、一般保護事件に占める割合 자체は比較的低うございますけれども、近時年々漸増の傾向にある、かように申し上げることができます。

○鈴木(重)委員　國家機関について故意過失を形
事補償では要件としていない、そして金額について
て定型的に、そこについて損害の立証を被告人で
あつた者から求めることがないという意味では確
かに違ひがあるんだけれども、何と言うか、本質
的には同じ基盤に立つてゐるものだというふうに
考えてよろしいわけですね。

れでは満ちてしまっているのか、一体どういうところにあるとお考えでしょうか。

い。そうすると、その鑑定を信じてしまつた機関は別にそのどこにもそれほどの故意も過失もなかつたのだというような議論になるのでしようけれども、しかしその点についても、同じ鑑定をするにしてもう少し複数の鑑定をとるなりなんなりしてそこで一つの犯罪を認定していく、大きな事件になればなるほどどういった生意が必要な機関は別にそのどこにもそれほどの故意も過失もなかつたのだというような議論になるのでしよう

○鈴木(喜)委員 付添人のつかない一般の保護事件というのが非常に多い、その中のパーセンテージでいくと本当に少ないものですね。現在一〇%いかない、一割いかないものしかついていない。それでも弁護士がついてやる事件というのが、付添人なんかあるのですが、この点については非常に刑事手続についても少半は保護されている、保

では、国家賠償というものがどのくらい請求をされているのか、刑事補償の過去五年間の請求人員、それに加えて国家賠償を請求した事件、これはどのくらいの件数があるのか聞かせていただきたいと思います。

○鳥田最高裁判所長官代理者 まず、最近五年間におきます刑事補償を請求した人員でございますけれども、合計して百九十四人でございます。年間平均しますと、約三十九人ということです。

ば九件あります。その九件中二件が認容されておるわけでござります。

その認められなかつた例につきましては、それは個々の事案でいろいろございまして、よろしうけれども、やはり刑事補償と違つて国家賠償請求の場合には、国家側の故意過失の責任の立証という点、これが立証されなければ請求が棄却になるわけですがございまして、その辺のところが棄却される件数が多くなつてゐる理由の一つであらうといふふうには思ひます。

んではないか。それを考えますと、国家賠償といふものについてももう少し認めやすくなつてくればいいなどというふうに思いつつ、今回の刑事補償額の増額ということについては、それがなかなか認められない現時点においては非常にいいことだななどというふうに私も考えるわけでございます。ぜひこれからもまた考えていていただきたいと思います。

次に、少年補償法の方について考えていただきたいと思うのです。

それから、刑事補償を受けた者から何件程度の国家賠償請求事件が提起されてるかという点につきましては、正確な統計はとつておりません。ただ、公刊物等で知り得たところで申し上げますと、これは昭和四十八年から現在までの間にそのような事件が十四件ございました。

○鈴木(喜)委員 法の制度がそうなっていると言えばそれまでなんですが、刑事補償法の五条によりますと、金額が今刑事補償で認められたよりももっと多く、上乗せして認められた分だけを国家賠償では支払えよろしい。要するに、刑事補償法の分が先にありますし、そしてその後に上積みの分を幾ら請求できるかというような形の法律になつていて。そこを見ますと、故意過失生じたをどのくらい問うかという問題についても、上積み

少年事件について、前にも同僚議員の方からも質問があったところだと思いますが、付添人制度がございます。この付添人制度の現在の運用の事態というものについて再び伺ってみたいと思いますが、どのぐらいの保護事件の中で一体どのぐらいの付添人がつき、それは弁護士か保護者かその他の誰かというようなことなんですが、これについて事態はどのようになされておりますでしょうか、教えていただきたいと思います。

うふうに聞いておりますが、これは一体どのぐらいの割合がござりますか、伺いたいと思います。

○山田最高裁判所長官代理者 仰せのとおり、少年事件におきましても、その事案の性質あるいは少年が非行事実の重要な部分を争つておるというような事案につきましては、弁護士である付添人の援助が必要な事案というものがございます。裁判所としても、そういう場合に弁護士の付添人についていただきたいという要請があるわけでござる。

うふうに聞いておりますが、これは一体どのぐらいの割合がござりますか、伺いたいと思います。

○山田最高裁判所長官代理者 仰せのとおり、少年事件におきましても、その事案の性質あるいは少年が非行事実の重要な部分を争つておるというような事案につきましては、弁護士である付添人の援助が必要な事案というものがございます。裁判所としても、そういう場合に弁護士の付添人についていただきたいという要請があるわけでござる。

四

用の留置室が定員いっぱいになつておつてどうしても使えないというような場合には、臨時に少年用の留置室を使うことが全くないというわけでもございませんけれども、その場合におきましても、例えば少年が留置室に入つておる場合にはこれは使わない。したがつて、少年と成人とが同一の留置室に入ることは全くないようになつております。

○原説明員 原則的には、留置室の中の構造は成人用、少年用にそう変わりはないものでござります。

○鈴木(喜)委員 ぜひ一度拝見させていただいてから、各地の幾つかの警察等について見せていただきながらまた質問をしたいというふうに思います。

それから次に、まことに指揮官の問題に戻ります。まことに

いうわけではございません。しかし、基本的な在の認識を申し上げますと、補償決定そのもののが少年を名あて人として行うということございなかつたので、少年本人から払い渡しの請求があつた場合には当然少年本人に払わざるを得ないであろう、というふうに考えております。また、少年は未だ年でござりますので、親権者が法定代理人として請求してくるという場合もあり得るかと思いますが、この場合も、もう既に、補償決定をいたしましたと、少年自身に実体上の請求権、権利が発生しておりますので、それの財産管理という意味では定代理人から申し出があつた場合にはこの法定代理人に支払うということにならざるを得ないのでないか、一応そんな程度のことを考えております。

のような気がしますけれども、せつかくなんですか
らもうちょっととのところまで少年のことを見計
に考えていただければありがたいんだけどもな
と思います。

確かに、どこまで口を差し挟めるかということ
になりますと難しいとは思うのですけれども、何
らかの形でそのときに、例えばこれに払つてもら
つては困るんだというような申し立てがあつたよ
うな場合に何かしらの形がとれるのかどうかなと
いうようなことを、仮に付添人がいた場合などに
ついでに考えるわけです。どこまでを所管するか
という難しい問題はおありでしようけれども、ぜ
ひとも、払い渡しという点についても、やはり少
年本人に対する保護とかこれらの少年の生き方
に直接関係のあるものとしていろいろと手続もと
つていたただきたいとということをお願いしておきま
す。

夫をしているところでございます。
○鈴木(書)委員 そうすると、出入り口だけが一
緒という形になりますか。警察からの出入り口と
いいますか、フロアが何かになつていてますよね、
そういうところからの出入り口は一つだけという

うことで払い渡しの手続に入るわけでござります。その実際の手続そのものは、基本的には刑事補償金の支払い手続と同様になるものと考えております。

○鈴木(喜)委員 請求をした人あてに支払うのが原則だというふうにならざるを得ないのじゃないか、そういうことですよ。果たしてそれだけが本当にいいのかと、そういうことが非常に問題がある場合もあると思うのです。長いこと拘禁されて成人になつてしまつたような場合には問題は余りないと思う、金額が多くなつてもないと思うのですが、そうでもない場合に、例えばそれに対する例外的な規定といふものを内部的に設けるというようなことは考えられませんでしようか。

○山田最高裁判所長官代理者 家庭裁判所が後回し的立場から少年の保護を考えなければならないわけですが、あくまでそれは事件処理あるいは審判手続の範囲内にこなしてござります。

もう一つ、これも前に何回か聞かれているところなんですが、この少年補償法の方の「補償をしないことができる場合」というので本人の辞退とかその他の特別の事情がいろいろあるわけです。これは刑事補償法、成人の方にはないにもかかわらず特にこれを設けた理由について、済みませんが、もう一度お願いしたいと思います。

○濱政府委員　刑事補償法につきましては、委員御案内のとおり、これは憲法四十条の規定から請求権という構成の仕方をもちろんしているわけでございます。これに対しまして少年補償法につきましては、家庭裁判所の職権によつて補償するか否かを決めるということになつてゐるわけでございまして、そういうこともございまして、補償について少年の意思を反映させるということも一つにはそのねらいとして考へてゐるんだらうと思ひます。

○鈴木(重)委員 私は、留置された少年に会いに行くことは何回もありましたけれども、一度もその中を見たことがないので、ぜひ一度拝見させていただきたいと思います。一体どういうふうな形でそれが出来たり入ったりすることができるようになっているのか、それから少年用と成人用が截然と壁等で分かれていて通信等ができないような形になつてているというお話ですけれども、一体どういうものなのか、一度見せていただきたいと思ひますし、また少年用と成人用ではその区別以外は設備等は全く同様のものといいますか、内部的な仕様というものは同じようになつてているということなんでしょうか。

ると思うのです。一体こういう金額について、払い渡すときにその方法について、どのような形で払い渡したらしいのか、まだだれに払うのか。少年人に払い渡すということで本当にいいのだろうか。またしかし、それでは保護者に問題なしとしない場合もあるであろう。そういう個別にいろいろ考えなければならないとする、その払い渡す相手を一体どのようにして決めていったらいいのだろうかと思うのですが。

○山田最高裁判所長官代理人 現在、私ども方でも実際の払い渡し手続を、どうなっていくのかということにつきましては今検討をしている段階でございまして、はつきり考へが固まつておると

的立場から少年の保護を考えなければいけないわけですが、あくまでそれは事件処理あるいは審判手続の範囲内ということです。

今回の補償法では、補償につきましても家庭裁判所が後見的配慮をするということにはなっておらず、それがあくまで補償決定まででありますけれども、それはあくまで補償決定までであろう。一たん決定がなされると、既に先ほど申し上げましたように実体法上権利が発生して少年自身のものになる、効果が出てまいりますので、後はそれは会計事務処理上の問題ということにならざるを得ないというふうに考えておりまつた。

御案のとおり、これは憲法四十条の規定から講
求権という構成の仕方をもちろんしているわけでござ
ります。これに對しまして少年補償法につき
ましては、家庭裁判所の職権によつて補償するか
否かを決めるということになつてゐるわけでござ
いまして、そういうこともございまして、補償に
ついて少年の意思を反映させるということも一つ
にはそのねらいとして考へてゐるんだろうと思ひ
ます。

それからまた、今委員御指摘になつておられま
すこの法案の三条三号に「補償の全部又は一部を
しないことができる。」として事由を掲げており
ますけれども、ここに規定してござります例えば
少年が補償を辞退している場合、あるいはそのほ

かの事由としては、例えば客観的な犯罪事実は認められるが責任能力が認められないとして非行なし不処分決定等がなされたような場合とか、それから専ら例えば虐待を受けている少年を緊急に保護する目的で観護措置がとられたような場合とか、その補償の全部または一部をしないことが少年の保護育成上相当であろうというふうに家庭裁判所の健全な裁量によって考えられる場合に、その全部または一部をしないことができる場合を設けるのが少年補償制度の建前からいって相当であろうということで設けたものであるというふうに基本的に考えているわけでございます。

明文で一つ持つてくるというのは一体どういう意

もう少し申し上げますと、刑事補償法の方は、

○鈴木(喜)委員 では、私が誤解していたのか、されませんからもう一度確認だけさせてください。
さつき、申請の具体的な手続というところで、家庭裁判所の方で一応その金額を決めて、後はせい渡しの方法ということになると、そもそも決めたたら必ず支払われ欲しいけれども、そんでもう請求をしなければ、例えば申し立てる人が法定代理人であろうが本人であろうが請求をする人に対して支払うということだったのですけれども、だらだらも請求しないという場合だつてあるわけではないんですね。だれでも、家庭裁判所が渡すよといふことを先に後見的に決めてしまえば、それにようつてもう支払われてしまうということなんですか。
○山田最高裁判所長官代理者 今回の法案を前提にして私たちが認識しておりますところでは、へ回の法案は、家庭裁判所が非行なしという決定をした場合には職権で、少年からの申し出のあるときにかわらず補償の要否を考える、こういうふうとでございまして、その判断の結果補償決定をなすということになります。補償決定が出来ますと、少年に補償金についての実体法上の権利、効果が生ずる、後は現実に会計上請求の手続が出てこざる、こういう趣旨で申し上げたわけでございります。

全部済んでいいわけではございませんけれども、

全部済んでるわけではございませんけれども、先ほどのように、基本的には刑事補償金の支払いと同じことになるであろうと考えておりますので、それを前提にして考えますと、実体法上発生した権利について具体的にお金の払い渡しを請求する場合には、御本人の方から払い渡しの申し出をしていただくということにならうかと思思います。この場合に、本人が完全払渡し請求をされないという場合には、理屈の上では何年かたつたところで会計法上は時効というような問題で処理されることにならうかと思思います。

○鈴木(裏)委員 だから、ここで、私は欲しくありません、こういうものをもらうということは認めません。こういうものをもらうということは、じとしないから自分で欲しくありませんといふが成人にもいるかもしれないし、少年にもいるかもしれない。あえて少年だけについて辞退といふことを言つておく必要というのは、本来いつたのも、裁判所がどのぐらいいの補償をしようかといふ決定をされる際には、本人はこういうものを欲つかないのですともその場で言つたりすれば、いろいろなことを考慮されるのは当然のことなんですよ。わざわざここで辞退という言葉を出して、かそのことについてだけ非常に強調しているようなそういう形をとられる法文というのは、一二どうしてこういうふうなことをされるのか、もう一度だけお願いします。

○濱政府委員 委員の御理解ちょっと誤解があると言うと失礼でございますけれども、まず三条一号、二号、三号と書いてございまして、「補償全部又は一部をしないことができる。」という旨を規定しておりますのは、これは「補償をしないことができる場合」でございます。要するに補償をするかどうかを判断する場合の例外事由で、その本人からの、少年からあるいは保護者からの申し出を待たずに、補償の要件あるいは補

おる、取り調べの書類がたくさんきちんと出ておる、そういう中で告発があつた。今までの起訴されていた事実とは違う事実で告発があつた。これについての取り調べということまたはこういう事実について起訴するかしないか、その御判断は、実にお話を聞きますと、もちろん公訴時効から検察審査会から、そういう期間のタイムリミットといふことではなくて、もつと早い時期に結論が出来るのではないかと思うのですけれども、今その方はどのような形になつておりますでしょうか。

○濱政府委員 今委員御指摘になつておられる告発事件と申しますのは、本年三月十九日に東京地検が告発を受理した事件のことをおつしやつておられるのだろうと思うわけでございます。現在も東京地検において捜査中であるというふうに聞いております。

では、どういうことを捜査しているのかということも恐らくお尋ねの中に入っているのだろうと思ひますけれども、その点は現在まさに東京地検が捜査している事件の具体的な内容にわたることでござりますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思うわけでございます。

ただ、東京地検におきましては、必要な捜査を的確に遂げて厳正な事件の処理をするであろうと申し上げられると思います。

○鈴木(喜)委員 その時期を私はお聞きしたいと思うのですね。結論、厳正なお答え、いずれのお答えでも、それはその内容にわかつては私たちが一々ここでとやかく言う問題ではもちろんないと思うのですが、一体どういう時期になりますとそのお答えが出てくるんだろうかということをございます。

先ほどの話では、そういつた告訴、告発のような事件については、検察審査会といつたところでの慎重な審議も含めての、もちろん公訴時効がかかるような時期でないときに出るということはもうここで刑事局長の方からお約束をいただいているんだろと思いますけれども、今のように証拠がある程度きちんと整理されているであろう事件

についてですから、いつごろそういうた結論が出るかということは、まあおわかりかないのかもしれませんけれども、ぜひ伺つておきたいと思います。

○鈴木(喜)委員 もうそんなに調べることがないと言ははいたしかねるわけでございます。

とおつしやつた検察なんですから、調べることがないもうない事件についていつまでもいつまでも、たゞただ判断をするために時間を使ることはないと私は思うのですよ。ですから、結論は結論ですから、その後のこともありますので、ぜひそれを早く出していただきたいと思います。

その後に検察審査会といふものがあるのはいろいろ聞いたのですけれども、その検察審査会の効力というものが、この間は潜水艦の衝突にかかわった問題についての文書偽造その他についての告発を伺つたわけですねけれども、一般的にこの検察審査会についての国民の認識が非常に低いといふことを、この間裁判所の方から統計を見せていただきたいと思うわけでございます。

ただまして、三割の人が、存在すら、名前すら知らない三割しか知らないということで、私も大変ショックではあつたのです。それから、私も何とか人の人に検察審査会というのを知つてゐるかと無作為に聞いていきますと、本当にそうだと思つたのです。十人のうち三人ぐらいしか知つてゐる人がいない。何それという人が結構いたりするのですが、改めてびっくりしたのですけれども、この検察審査会といふものが知られていないのです。まるで無視してならないわけです。裁判所が一応管轄をされてるようになっておりますけれども、それによつて検察審査会が目覚ましい活躍をし、世間の耳目を集めるといふことはなかなかできないからではないかというような気をしてならないわけです。裁判所が一応管轄をされてるようになっておりますけれども、それによつて検察審査会が

○島田最高裁判所長官代理者 検察審査会制度の広報ということは大変大切なことであると私どもも認識いたしております。そこで、いろいろな方法で広報活動に努めておるわけでございます。

先ほど委員から、三〇%ぐらいの人しか知らないのではないかという御指摘がございました。私どももこれで十分とは思つておりますが、前回、昭和五十八年、約十年前に調査したときには二一・六%という周知度であったのが、先回の調査では三一・二%と約一〇%上昇してきております。そのような数字を励みに、私どもとしてはなおかつ充実した広報活動をやつてまいろうと思つておるわけでございます。

例えば、裁判所の見学者に対しまして検察審査会の制度を説明し、パンフレットやリーフレットを交付したりしております。これは平成二年度に限つて申しましても、裁判所来庁者に九万五千部ぐらい、それからまた自治体とか選管には平成二年年度でいまして五十八万四千部ほど配つております。また、学校その他の各種団体には八万八千部ほどを交付いたしております。そのほか、市町村広報紙にPR記事を掲載してもらいますとか、あるいはラジオ、テレビ等の放送、また講演会、広報用映画の上映会等いろいろなことで努めておりまして、先回鈴木先生からお話をございましたように、このほど新しく広報用の映画もつくり直して、なお広報活動を続けてまいろうと思つておるわけでございます。

○鈴木(喜)委員 広報活動をしていくにつれて、やはり検察審査会の効果、運用についてもぜひともお考えいただきたい。実効性のないものであれば、幾らそこでいい結論を出しても、検察がそれを取り上げなくとも平気な顔をしているといふことはやはりどうしようもないわけで、前回のときにも、検察も、検察審査会から起訴相当とか不起訴不当というようなお答えの場合には、またより経験豊かな人に捜査をもう一度正確にやり

直すというようなことを言われましたので、その点ももう少し、検察審査会という数少ない国民の司法に参加する場ですので、ぜひとも尊重して、仮にそれで無罪になつても、無罪率ががんがん上がつたとしても、その点について何も検察のメンツなどを考える必要もなくて、それは国民の人たちの考え方だということですから、ぜひその点もお考えください。だからやらなくともいいんだといふようなことは言わずに、無罪率を少なくすべきだなどということばかりを考えずにぜひやってくださいと存じます。

時間が少なくなりましたので、あと二項目ぐらいあつたのですけれども、昨日の新聞の中で、第三次の行革審、世界の中の日本部会の報告がなされたということが出ておりました。この中には、外国人弁護士の日本における活動の規制緩和の要求がECやアメリカ等から出されていた部分についてのお答えがなされておりました。これについての記載があつたのですが、一応法務省からこの点についての御説明といいますか、どういった結論というかどういった答申の内容になつてゐるのかを簡単にお知らせいただきたいと思います。

時間が少なくなりましたので、あと二項目ぐらいただきたいと思います。

時間が少なくなりましたので、あと二項目ぐらいただきたいと思います。

その概要は、政府はこの問題の解決のために広く国民各層、関係各界の意見を反映し得る開かれ公式的の場を早急に設けて結論を得るように努めます。その結果といたしまして、昨日部会としての報告を取りまとめられ、これを行革審のいわば親会の方に報告として提出されたというふうに承知しております。

その概要は、政府はこの問題の解決のために広く国民各層、関係各界の意見を反映し得る開かれ公式的の場を早急に設けて結論を得るように努めます。その結果といたしまして、昨日部会としての報告を取りまとめられ、これを行革審のいわば親会の方に報告として提出されたというふうに承知しております。

なろうと思ひますが、行革審としての答申がされた場合には、法務省としてはその内容を十分に尊重して、その趣旨に沿つた問題の解決のための努力を傾けていきたいというふうに考へておるところでございます。

○鈴木(喜)委員 日本の弁護士というものの業務の公共性とか、また日弁連の自主性というものが行革審の中でもある程度考へられて、公開の場、話し合いの場といふものをつくれというような形での報告が今なされているという点で私などの希望にある程度合致した形での解決がされてきているのかなというふうにも思ひます。法務省がなされる場合にもぜひその点、日本の弁護士業務の特殊性、公共性といふものについての御配慮をお願いしまして、私の質問を終わります。

○浜田委員長 小森龍邦君。
○小森委員 少年補償法のことについて、まず基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

我が国憲法第四十条を引き合いに出すまでもなく、拘禁の後無罪と決まった者については補償を行ふという規定がござりますが、憲法が施行されて今日四十数年もたつといふのに、なぜ少年に限つてこれまでそういうものの法の完備が行われなかつたか、その辺の事情をまずお尋ねしたいと思います。

○濱田委員 今委員御指摘になられましたとおり、憲法四十条は、刑事手続において抑留、拘禁の後に無罪の判決を受けた者の刑事補償請求権を保障したものでございます。少年の保護事件手続におきまして、非行が認められないことを理由に不処分等の決定を受けた者を対象とするものではございません。

現行の刑事補償法が立法されました昭和二十五年当時も、刑事補償と同じように少年補償を行うべきであるという議論は見られなかつたよう私どもは理解しているわけでございます。これは現行少年法が刑事司法的アプローチをとらずに、いわゆる国親思想のもとに専ら後見的、福祉的なアプローチをとつたことによるものと考えられるわ

けでございます。言葉をかえて申しますと、国親思想のもとで家庭裁判所はその保護を要する少年の親であつて庇護者である。保護事件手続における身柄拘束もそのような家庭裁判所が少年保護の目的で行う利益処分の一環であるから、結果的に話が誤つていた場合にも、国家賠償は、無

過失補償の問題は格別生じないというような一般的理解であつたのであらうと思うわけでございます。

しかしながら、このよくな後見的、福祉的なアプローチに対しましては、少年の権利保障と事実認定あるいは処分の適正の両面から問題が提起されたわけでございまして、法務省におきましても昭和四十五年、少年の権利保障の強化と検察官の関与等を内容とする少年法改正要綱を発表いたしました。その中で、いわゆる非行なし決定を受けた者に対しまして刑事補償を行うべきではないかということを提言したわけですが、種々の理由から現在まで実現を見るに至らなかつたということがあります。

この間、現行少年法のもとにおきましても、少年の権利保障ないし適正手続の保障を重視した解釈、運用がなされるようになってまいりましたし、また身柄拘束の目的、性質だけではなくて、身柄拘束の実質的不利益性そのものを重視する考え方方が一般的になりつつあるわけでございまして、このよくな状況のもとにおきましては、刑事手続により無罪となつた場合あるいは罪を犯さなかつたものとして不起訴処分に付された場合等であれば刑事補償あるいは被疑者補償が受けられるのに対しまして、少年の保護事件手続において犯罪事實が認められないということで不処分等の決定を受けましても同様の補償を受けることができるようになつたものというふうに考へておるようになります。

加えて昨年三月二十九日の最高裁決定におきましても、立法論としてこのよくな場合にも補償の措置を講ずることが望ましいという意見が付され

たところでございます。こういう状況から、現行の少年法のもとにおきましても、できる範囲で早急に少年補償制度を創設して少年等の保護に十分を期することとしたというのが基本的な考え方でございます。

○小森委員 長い答弁をいたいで、どうも何を言わたのか、しまいごろにはよくわからぬようになつてしまつたのですが、憲法第四十条には「何人も」とあるのですね。少年は「何人も」のうちに入らなかつたのですか。

○濱田委員 この憲法四十条は「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。」という規定でございますので、少年保護事件手続において不処分等の決定があつた場合にはこれには当たらないというふうに理解されています。その中で、いわゆる非行なし決定を受けた者に対する刑事補償を行ふべきではないかと、いう規定期でございます。

○小森委員 憲法といふものは、総合的に基本的人権の立場に立つて考へねばならぬのであります。それは「第三章 国民の権利及び義務」のところに随所にじみ出でるのであります。そして、その一番最後のところで、公権力の行使によつて人権に迷惑をかけた場合にはこうしなければならないという趣旨なのであります。それを刑事事件において無罪の裁判を受けたときというふうに身柄拘束の実質的不利益性そのものを重視する考え方方が一般的になりつつあるわけでございまして、このよくな状況のもとにおきましては、刑事手続により無罪となつた場合あるいは罪を犯さなかつたものとして不起訴処分に付された場合等であれば刑事補償あるいは被疑者補償が受けられる

ございます。

○小森委員 憲法四十条はそうであるから、これと同じ考え方は何人にも及ばねならない、権力と国民個々人との間においてこの考え方には及ばなければならぬ、そういう考え方は及ばないのです。

○濱田委員 先ほどお答え申し上げましたように、昨年三月二十九日の最高裁決定の中では、その意見の中で、立法論として少年保護事件手続において不処分等の決定を受けた者に対する刑事補償を与えることが望ましいという判断が示されたわけございます。

○小森委員 だから、それまでのでたまめであったということでしょう。

○濱田委員 先ほどお答え申し上げましたように、憲法四十条の規定しているところは、刑事裁判手続において無罪の裁判を受けたときの補償を受ける権利というものを規定しているわけでございます。ただ、憲法の四十条の規定そのものからではなくて、先ほど申し上げましたように、少年保護事件手続において不処分等を受けた場合についても抑留または拘禁に対する補償をするのが望ましいという立法論としての御意見が昨年の三月二十九日の最高裁決定で明らかにされたということを申し上げたわけでございます。

○小森委員 最高裁が法律をつくるわけじゃないのであります。法律は、國権の最高機関は国会と一つになつて、唯一の立法機関ということになつておるが、立法府に関する立法能力について、は、実際の事務局その他の配置等において、あるいは議員個人の公的なその能力を發揮するいろいろな手立てが足りないために、残念ながら我々は国会が出す議案よりも政府が出す議案が多い。また、国会の審議のあり方も、野党が出したものは余り十分に審議されない、こういうふうな格好になつておるのでありますから、現状とすればあなたの方の責任でしょう。最高裁判所に望ましいと言われるまで、言われたからするというのやだめでしよう。早くから、基本的の人権の考え方方

に反することはだめだということを憲法の前文に書いておるわけでしょう。だから、そのところをぐじぐじ言わずに、そうです、今まで運の悪い少年に対しては迷惑をかけておりましたぐらいは、どうなんですか、言われないのでですか。

○濱政府委員 先ほど私冒頭で申し上げましたように、法務省におきまして昭和四十五年に、少年の権利保障の強化と検察官の関与とを内容とする少年法改正要綱というのを発表したわけでございます。その中で、いわゆる非行なし決定を受けた者に對しても刑事補償を行なうべきであるということを提言したわけでございます。

ただ、少年法の改正については、委員も御案内のとおり、いろいろな理由から現在まで実現するに至っていないというのが実情でございます。

○小森委員 行政府と立法院が議論をするときは、かなり価値観を伴った議論をするのですね。経過の説明だけを聞くのだったら本を読んでもわかるのですよ。私が苦労し辛抱して、何遍も滑り国会に出る必要はなかつたのですよ。こういう場で、それはそうだな、悪かつたな、いけなかつたなと言うくらいのことをやらなければ国会の議論ということにはならないのですよ。だから、悪かつたことは悪かつたこととして素直に答えたらどうなんですかな。

時間がだんだんなくなるから、かなり苦しい答弁という中に、悪かつたという後ろ髪を引かれるような気持ちが含まれていた、こう認定しましょう。

裁判所の決定でこの子供たちの補償はする、こうしたことあります。それではちょっと一方的ではありませんか。国親 国親と言ふけれども、私は國親だと思っておりません。また、國を本当に親だと思ってるのはそんなにたくさんおりませんよ。自分が勝手に國親だと言うのは、これは要らぬ世話でしょう。だから、そういう意味ではこれは本当の親が、保護者というか法律的な親権者というかそういう立場の、親身に立つて物を考

える者が請求するという道をなぜ開かなかつたのですか。

○濱政府委員 憲法の上でその請求権が補償されております。本的には、少年補償においてどのような構成をとるのがいいかということがもちろん立法政策の問題でございます。基本的には、少年補償の目的及びそのよつて立つ少年審判手続の目的、性格というものを考慮して決定すべき事柄であるというふうに思うわけでございます。現行の少年法の枠組みを前提として考えますと、家庭裁判所の職権による制度とするのが相当であるというふうに考えたわけでございます。

その一つの理由は、現行少年審判手続は、先ほどお話をございましたようにもともと専ら少年の保護を目的として、國あるいは家庭裁判所を保護を要する少年の親というふうにとらえる國親思想のもとに、家庭裁判所の専権的職権主義構造を現在採用しておるわけでございます。その手続において非行なしという判断をされた者に対する補償につきましても職権によることとするのが制度として一貫するということでございます。

これを逆の面から申しますと、請求権といふ

うに構成するためには、その発生要件でありますところの非行なしの判断がより客觀化される必要がある。例えて申しますと、非行認定の手続を整

る、またはその非行の存在を前提とする保護処分

決定に対しましても処分終了後の再審を設けるこ

となどの検討が言うなれば欠くべからざる問題で

あると考えられるわけでございまして、このよう

な点はいずれも少年法改正の中で議論されるべき事柄であるというふうに思つておりまして、今回の立法はあくまで現行の少年法、現行の少年審判

手続を前提としたものとして考へているということで御理解をいただきたいわけでございます。

○小森委員 憲法第十三条は「すべて国民は、個

人として尊重される。」となつておるのであります。あなたは今ほどの法律の、いや、構成要件がどうだこうだと言つて今やつていい低い水準のことを合理化するためにいろいろ説明されましたけれども、すべて国民は、個人として尊重されることがあります。その個人として尊重されるべきもの、少年だから國が親ぢやと書うて――憲法においてどのような構成をとるのがいいかという

ことはもちろん立法政策の問題でございます。基本的には、少年補償の目的及びそのよつて立つ少年審判手続の目的、性格というものを考慮して決定すべき事柄であるというふうに思うわけでございます。現行の少年法の枠組みを前提として考えますと、家庭裁判所の職権による制度とするのが相當であるというふうに考えたわけでございます。

あなたは先ほど、封建的、福祉的考え方でこうなつておるんだろうと、封建と福祉がどこで結びつくんか私はわからぬけれども、議事録調べてみなさい。封建的、福祉的考え方でこうなつたんだろうと、封建的感覚が抜けないんじゃないですか、法務省は。そのことは、法務大臣にも聞いてもらいたいと思うけれども、人権擁護局に最も典型的に出ていて。

やはりその発達段階の、少年には少年の発達段階があるし児童には児童の発達段階がありますよ。だから、今度の子どもの権利条約といふのは、その発達段階に応じて最大限個人として尊重しようと、憲法の精神と合致するんですよ。ところが、少年は、一人前に手錠がかけられるけれども後の補償はおまえらはぐすぐず言うな、殿の思うとおりにしてやる、こうなつたんじや、これはだめでしよう。その根本的な考え方を私言つているんですよ。つまりこれは、だから法の整備をすつとすれば、あれですか、法の整備がきておらぬからこの水準にとどまつておるんであつて、ほかの法の整備ができるたらこれはきちっとして、例えは子供が請求するということについては、一人前の権利義務の能力をまだ法律的に持ち合わせていないんだから、例えは法定代理人とか親権者とかそういう者がするように道を開くべき可能性はあると言ふんですか。

これはちょっと大臣の方から見解を聞きましょ

う。極めて政策論だから、聞きましょう、大臣。

○田原國務大臣 先ほどからの先生の御議論を伺つておりますと、何と言いますか、法律家以上に法律を勉強されておられて、法律家とやりとりされておりまして正確を求めた議論が進んでおると私理解しております。私、残念ながら、そういう正確さはやはり政府委員とやつていただきなければ、私はどちらかというと政治家ですかなれば、私はどちらかといふので、正確を期するためにもぜひ政府委員とやりとりをお願いしたいと思います。

○小森委員 もう大分やりとりましたから、もう仕方がないです、そうなれば。

そこで、個人の尊嚴ということに関係をいたしまして、先ほど私が申し上げましたが、子供たちを処罰するとか、それを大人の世界で言う起訴とかあるいは裁判とかに付する場合には、これは堂々と一人前もしくは一人前以上のことをしておる事実がある。その事実をちょっと申し上げましょ。

ことしの三月三十一日に、手錠をかけられて腰ひもをつけられて、JRの芸備線、広島から三次を通るJR芸備線に手錠をかけ腰ひもをつけられた女子高校生が三次まで運送されておる。もちろん、みんなが見ほうだいに見られるという状況であります。こういう事実は、これはどうしますか。

○飛田政府委員 ただいまお尋ねのように、本年三月三十一日に広島少年鑑別所におきまして、四名の女子少年を広島家庭裁判所三次支部まで審判に出廷させるため、広島駅から三次駅までは列車で、三次駅から家庭裁判所の支部までは同支部の官用車一台のほかタクシー二台でそれそれ往復しましたこと、及び、その出廷の際に、各少年について附属ひもつきの手錠を使用したことは事実であります。

広島少年鑑別所におきましては、従来から、三次の家庭裁判所へ少年を出廷させるときは、三次までの距離が片道七十五キロメートル余りあります。そして、車での所要時間が二時間三十分程度要する

ことから列車を利用してきておりましたが、その際、少年鑑別所の出廷護送をおきましたは、どうしても少年の逃走事故の危険性が少なくないと

いうことから、附屬ひもつきの手錠を使用せざるを得なかつたということあります。

もちろん、鑑別所としましては、駅頭や列車内などにおいて手錠の施用部位及び腰に回した附屬ひもができるだけ一般人の目に触れないよう、上着、ハンカチ、手荷物などで隠すなどの措置を講じて、少年の名譽心を害することのないように配慮してきたと言いますが、御指摘のよ

うに、たとえそのような配慮を行つたとしても、少年をその出身地へ護送する場合においては少年の知り合いの目に触れる可能性が高く、少年保護の観点からも決して適切とは思われないのでありますので、全部が全部必ずということはいろいろな事情がありますのでできないことかもしれません、状況に応じ、できるだけその少年の保護の観点に十分留意して、今後は護送用マイクロバスを使用するとか、いろいろな手段で遺憾のないよ

うな措置を講ずるように指導していきたい、こういうふうに考えております。

○小森委員 広島市から三次市までは約七十五キロ、私もしばしばそこを自動車で運転をすることがありますからよく承知しております。しかし、最近は中国自動車道ができまして、列車より自動車の方がはるかに速いんですあります。そうなれば、マイクロバスを使ってやるべきじゃないですか。これからはマイクロバスを使う。これまで使わなかつたことがおかしいんじゃないですか。だから、子供の親いやとか何いやとか言うて、ええかげんなことを言うてもらつちゃ困るんですよ。

そこで、どういう問題が起きたかというと、三次の駅で同級生に会つたんだ、同級生は「ええかっこじやのう」と言うて冷やかした。どうなるんですか、こんなことは。これでどうして子供を指導したり保護したりしておるということになりますか。そんなことを知つていてるんですか。答えてみてください。

○飛田政府委員 確かに仰せのとおりでございま

す。

少年鑑別所といたしましては、昭和二十四年ごろの設立以来ずっと同じような方法をとつてきましたので、今まで同じような方法をとつてきていたのでありますけれども、今回そういう御指摘があ

るということなので、私からも、從来のことをそのまま踏襲するようなことじゃなくて、当時から上着、ハンカチ、手荷物などで隠すなどの措置を講じて、少年の名譽心を害することのないように配慮してきたと言いますが、御指摘のよ

うに、たとえそのような配慮を行つたとしても、少年をその出身地へ護送する場合においては少年の知り合いの目に触れる可能性が高く、少年保護の観点からも決して適切とは思われないのでありますので、全部が全部必ずということはいろいろな事情がありますのでできないことかもしれません、状況に応じ、できるだけその少年の保護の観点に十分留意して、今後は護送用マイクロバスを使用するとか、いろいろな手段で遺憾のないよ

うな措置を講ずるように指導していきたい、こういうふうに考えております。

○小森委員 そして、その子の親が当日連れてきた人にその後会いましたら、まあ三次に帰つてから子供たちの世間との鬭いが試練になるんですよ。その試練になるんですけど、いわゆる「ええかっこじやのう」と言うたとか、言わなくとも白い目で見ておる者とのつまり鬭いが始まるんです。それは、試練の鬭いが始まると言うております

が、こんな主張はどうですか。

○飛田政府委員 鑑別所の職員がそのような発言をしたということは私知りませんでした。

○小森委員 職員がその親の人に事情を説明して御了解いただくような措置をとろうと思

います。

○小森委員 これがとにかく権力の最も悪い姿なんですね。御了解とは何ぞや。つまり、自分たちの行き過ぎたことについての御了解というたら、通常国語辞典を開いたら反省とか謝罪とかいう言葉じやと私は思いますが、どうでしょうか。

○飛田政府委員 今御了解と申し上げたのは、今後そのようなことがないよう新たな措置をとることについて御説明をいたしまして、こういう措置をとりますからということで御了解を得るとい

う趣旨で申し上げたわけでございます。

○小森委員 日本の権力の、私がいつも使っておる言葉では権力の恣意性というのがここにあるんですね。なかなか素直に言えないんですね。それは悪かつたことござりますから、今後の措置も確約をして反省の意を表しますとか、こうならなきやならないじやけれども、歩くぐらい前進です。

○小森委員 つまり、一面ではこんなことがあります

て、一面では先ほどのような議論があるというところには非常に胸の詰まるような思いがしておるわけです。

じゃ、大臣、もう一度確認しますが、これはマイクロバスが必要なんじゃたらマイクロバスを配置するとか、再びかかる事態が起きないように措

置をすると大臣として明言していただけますか。

○田原国務大臣 マイクロバスがなければ他のマイクロバスを持つておるところから持つてくるな

どして、今後こういうことがないよう努労いたしますと申し上げたいと思います。

○小森委員 ジや、矯正局長の方にお尋ねをしま

すが、矯正局長は、私は名前は知りませんけれども、出先の責任者に、今後の措置はこうだ、今までのことは遺憾だったというぐらいのことは親の方へ言いますか。そうしないと、今度は親から子供への対話というのは、社会に反抗するとか権力に反抗するとかということ以外に親子の合意は生まれませんよ。

○飛田政府委員 私の立場も御理解いただきたいと思いますが、部下に対する處置でございまして、そういうなかそれは言えないものでございまして、そういう措置をとつてくれよということによつてなるほどと理解していただいて、親御さんのところに行

く者としてはおつしやるような措置をとるとい

ます。

○小森委員 時間の関係でそのことはこの程度にさせさせていただきます。

○小森委員 最高裁の方とちょっとこの前からのやりとりがありますので、きょうは裁判を行つて行く上でそれその立場から鑑定書が出されるという、これ

は通常殺人事件とかいろいろな問題でそういうことになりますが、どういう方法で殺害をしたといふ鑑定書について、ある鑑定書は甲と云い、ある

が出てたときに、私が尋ねたいのは、それは裁判官がいろいろ考へて心証を形成してどちらを採用するというところになるんだと思うのです。なると

思ふが、しかし裁判官になる人、つまり司法試験を受けたときに、私が尋ねたいのは、それは裁判官

がいろいろ考へて心証を形成してどちらを採用するといふことになるんだと思うのです。なると

思ふが、しかし裁判官になる人、つまり司法試験

を受けた場合に、その内容を理解しなければいけませんもののですから法医学の勉強もやつておりますが、しかしそれは専門的にやるわけじやございませんので不十分な点も多いことございま

す。

そこで、そういう相反するような鑑定書が出た場合、
ような場合、まずその作成した鑑定人に来ていただきまして、
証人としていろいろと御説明いただ
き、またこちらの疑問の点は質問をいたして十分
な説明をしていただき、またその場合に、検察官や弁護人からも鑑定人の方にいろいろと疑問の点
をぶつけ、そしてそういった専門の結果を踏まえて、
裁判官としては両方の鑑定書をつぶさに検討し、
また専門の結果も踏まえてどちらの方が正確
なんだらうということを判断していくわけでござ

○小森委員 この間の私の質問に対する答弁として再審開始をめぐる公判もあり得るという答弁があつたよう記憶しておりますが、非常に重要な問題についてはその鑑定が新規かつ明瞭なる証拠であるかということの争いによって再審が開始されたりされなかつたりするのですからね。そうなると、もし裁判官が法医学の学問、知識において鑑定人よりもさらに高い知識を持つておれば、つまり自分のかわりにちょっとやってみてもううたら、そういう結果が出たか、うんこれにはこうだというて識別できるけれども、そうでなくてやはり鑑定人というのは裁判官よりも知識を持つておるということが前提ですね、個々の事実については。それがしかも片方は甲と言ひ、片方は乙と言ひうるときには、やはり相互の反論といふものが行われた上で裁判官は法律知識に基づいてどつちがどうだという判断をしなければならぬと私は思うのですが、それは現実には行われているのですか。例えば石川一雄の再審請求なんかは一度も公判が開かれずに再審却下されていますけれども、そんなこと行われているのです

るいは検察官からも十分な意見を聴取して判断し

○小森委員 十分な意見を聴取しておるといつておるのも、十分な意見を聴取しておるかしておらぬかといふことは何によつて証明するか、もつと違うなうなれば何によつて担保するか、こういう問題でしょう。つまり、我が國憲法の司法、裁判というものは原則公開でしょう。つまり、この司法権のもう一つ上に主権者たる国民がおるわけでしょ。その国民が全部が全部見るわけじやないけれども、関心を持つておる国民が、なるほどあれはこちらの鑑定人がこう言うが、こちらの鑑定人はこう言うておつて、裁判官がああいう判断をするのは無理からぬなうぐらゐの一つの見せ場といふものがないと、文章でだけ見て、時々弁護士にちょっと來いと言つて呼んだり証人を呼ぶというようになることは、私はめつたにないのじやないかと思ひます、それは記録を私も調べてみますけれども、そして最後の判決文を読んだら、あれも疑問これも疑問、これもおかしいあれもおかしいとは言うが結じてもってこれは正しい、そんなことは言われたんじやりようがないですよ。

そういう私は懸念を持つて、例えば今度の山本老の事件の問題、我が國の法医学会の元会長の経歴を持ち岡山大学医学部の名譽教授でもあられる何川涼博士が、今度、それは他殺だというのはおかしい、こう言うて六十年ぶりに出しておるのですね。そうすると、いや他殺だという者と、一度裁判官は書面でも見るが、書面でもよく比べてみるとけれども、本当に裁判官なり検察官なり弁護士人が、その証人からこういうわけでは他殺ではないんだ、特に私らみたいな素人にわかることは、つまり一、三日前から頭が痛いと書いて庄原の医者まで行つたそのお母さんが、その日頭が痛かつたから、他殺ではなくて、頭を冷やそうと申つて頭を突っ込んだんじゃないかという推察が成り立つておる。

その推察は法医学的には何かと言つたら、殺さ

その推察は法医学的には何かと言つたら殺されたら失禁があるはずだ。がつと絞殺されたら失禁があるはずだが失禁がない。そんなことも、素人的に発言をすれば一番わかりやすい例を私一つ言つておるのでされども、そういうことを言つておるのですからね。だから、これはぜひわかるような裁判と、それからもう年齢が九十四歳、そしてこの人は、言うておきますけれども、兵隊かから戻ってきてみんなに信用されておつたといううこと、刑務所から戻ってきてまた信用されて農協の理事になつたり何になつたり、直ちに世間一般は、この人がそんなことをやつておるものかと思ひ込んでおるからみんながそう起用するのですよ。それは一つの状況の問題ですけれども、ひとつこれはぜひ厳密の上にも厳密を期してやっていただきたい。

どうなんですか。そんなときには、かなり有力な人同士が違う意見を出したら、厳密に調べるん

2

これは、国際的にも注視の的でありますので、何とか早く審議できるよう闇懃として御尽力願えないでしようか。聞くところによると、これを早く出せと言うんじゃつたら拘禁二法もやるか、こういうことを口ずさむ人もおるそうであります。それはちょっと私は法務委員として、再三法務委員会の関係の理事の皆さん方から今日はそれはやらないんだ、こういうよう聞いておりますので、何か子供を人質にとつたような議会運営になつておるのではないか、こう思いますので、閑僚の一員としてひとつ努力をしていただきたい。総理大臣を筆頭に、これは早くやつてもらわようしようやというような、そのところを努力してもらいたい。法務大臣のひとつ答弁をお伺いしたいと思います。

たんであります。

したがつて、私は子どもの権利条約という言葉を使わせていただきますが、既に政府は国会に批准を提案しております。ところが、会期まであともう幾ばくありません。事実上国会の運営のあり方によって、この子どもの権利条約というのは審議の期間があと残り少なくなつてしまつた。まだ本会議で提案説明も行われておりません。これは国連が提唱するんですから、兵隊を連れていくときだけ国連、国連言わずに、人の権利を守るときに国連、国連と言うてもらしいのであります、なぜきょう法務大臣、それを尋ねるか」というと、内閣と国会とは三権分立でその性格を異にしますけれども、我が国はその三権分立といふことに、さらにもう一つ妙を加えて議院内閣制なんであります。宮澤喜一自民党総裁率いる自由民主党、そこが内閣をつくつておるんでもあります。

これは、国際的にも注視的でありますので、何とか早く審議できるように閣僚として御尽力願えないでしょうか。聞くところによると、これを早く出せと言ふんじゃつたら拘禁二法もやるか、こういうことを口づさむ人もおるそうであります。それはちょっと私は法務委員として、再三法務委員会の関係の理事の皆さん方から今回はそれはやらないんだ、こういうふうに聞いておりますので、何か子供を人質にとつたような議會運営になつておるのではないか、こう思いますので、閣僚の一員としてひとつ努力をしていただきたい。総理大臣を筆頭に、これは早くやつてもらようにしようやといふような、そこのところを努力してもらいたい。法務大臣のひとつ答弁をお伺いしたいと思います。

○田原国務大臣 児童の権利に関する条約は、児童の基本的人権を尊重するとの見地から、児童の最善の利益を考慮してその権利を保護・促進することを目的とするということは私もよく存じておりますし、委員御指摘のとおり早期に批准することができ望ましいと考えておりますので、努力をいた

したいと思います。

○小森委員 終わります。

○浜田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時二十七分開議

○浜田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村巖君。

○中村(巖)委員 まず、少年の非行あるいは犯罪ということについてお尋ねを申し上げていきたいと思います。

最初に警察厅にお伺いをするわけでありますけれども、少年の非行というものは、これは犯罪だけではなくて虞犯とかいろいろなものも含むわけですから、こういうものが最近どういうような動向にあるのか、こういうことを概括的にますますお伺いしてまいりたいと思います。

○益原説明員 少年非行の最近の状況について申し上げます。警察厅にお伺いした結果、これは昭和五十八年に戦後最高を記録したわけでございまが、その後はおおむね減少する傾向にございました。過去五年間の刑法犯少年の補導状況を見ますと、昭和六十二年から六十三年にかけて増加した後は年々減少しているところでございまして、平成三年に補導した刑法犯少年は十四万九千六百六十三人、前年に比べまして四千五百五人、二・九%減少いたしております。しかしながら、成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は五〇・五%となつております。三年連続して半数を超えておるということで、少年非行は依然として憂慮すべき状況にあるというふうに考えております。

平成三年の少年非行の特徴といらしめでは、単純な動機から安易に行われることが多いと考えられる方引き、自転車盗などのいわゆる初発型非行で補導した少年の数が刑法犯少年总数の七〇%

以上を占めているということ、それからまた十四歳から十六歳までの低年齢層の少年が刑法犯少年

全体の六七・九%を占めておりまして、非行の中心となつてゐるということ、そういったことが特徴として挙げられます。

○中村(巖)委員 子供さん全体が減つているといふ現実はあるわけで、そういう現実に照応して少年犯罪も減つているという部分もあるのかもしれませんけれども、そうでなくして、少年の犯罪といふものが余り行われなくなつたのだということであれば大変結構なことだと思います。しかし、とにかく全刑法犯のうち、成人を含めた刑法犯のうちの半数を超えるものが少年非行であるということになりますとこれは大変なことで、やはり少年犯罪の問題というのが非常に重要な問題になつてくる、こういうことになろうかと思うわけでござります。

今特徴として言われました中で、非行の低年齢化というようなことがあるようありますけれども、そういう低年齢の少年の非行というのは大体どういうようなものが主になつていて、それが化しますとこれは大変なことで、やはり少年犯罪の問題というのが非常に重要な問題になつてくる、こういうことになろうかと思うわけでござります。

○益原説明員 シンナーの乱用で補導された少年、多数が上つておるわけでございますが、平成三年で申しますと二万百二十五人というふうになつておりますと、平成二年と比べますと二千二百四十一人、一〇%の減少となつております。

それから、覚せい剤について申し上げますと、平成三年中、覚せい剤の乱用等で補導しました少年は九百四十三人となつておりますと、平成二年と比べますと百七十四人、二二・六%の増加といふふうになつております。

○中村(巖)委員 さらに、そういう少年の中で、暴力団の構成員とか準構成員とかそういう形で暴力団に関与している者というのもかなりいるわけでしょうか。

○益原説明員 補導しました少年の約一割が何らかの形で暴力団と関係を持つておつたということです。

○中村(巖)委員 さらに、暴力団、覚せい剤、そういうのは関係ありませんが、少年の非行といふか犯罪と関係があるというが、その中の一つになるのではないかと思われますけれども、いじめの問題、これは現状はどうなつてているのでしょうか。

○益原説明員 いろいろな犯罪があるわけで、刑法犯という中にも恐らく業過というようなものがあるのだと思いますけれども、先ほど言われた

とが多いというふうに考えられます万引きなどとか自転車盗あるいはオートバイ盗、そういうふうな非行が低年齢層の少年の非行の大部分を占めております。

○中村(巖)委員 いろいろな犯罪があるわけで、刑法犯という中にも恐らく業過というようなものがあるのだと思いますけれども、先ほど言われた

とが多いというふうに考えられます万引きなどとか自転車盗あるいはオートバイ盗、そういうふうな非行が低年齢層の少年の非行の大部分を占めております。

○益原説明員 先ほど申し上げました数字の中に

は業過は含んでございません。

○中村(巖)委員 そうすると業過、簡単に業過と言つてしましますけれども、業務上過失傷害、こ

ういうことで検挙あるいは補導をされる少年とい

うものはかなりの数いるわけですか。

○益原説明員 今ちょっと手元に数字がございませんけれども、業務上過失致死傷罪で補導する少年というのも多数ございます。

○中村(巖)委員 そういう問題もありますし、また、最近覚せい剤とかシンナーとかそういう関係の犯罪というのもかなり増加をしているのでは

ないかと思いますけれども、その実態についてはいかがでしょう。

○益原説明員 シンナーの乱用で補導された少年、多數が上つておるわけでございますが、平成三年で申しますと二万百二十五人というふうになつておりますと、平成二年と比べますと二千二百四十一人、一〇%の減少となつております。

それから、覚せい剤について申し上げますと、平成三年中、覚せい剤の乱用等で補導しました少年は九百四十三人となつておりますと、平成二年と比べますと百七十四人、二二・六%の増加といふふうになつております。

○中村(巖)委員 さらに、そういう少年の中で、暴力団の構成員とか準構成員とかそういう形で暴力団に関与している者というのもかなりいるわけでしょうか。

○益原説明員 補導しました少年の約一割が何らかの形で暴力団と関係を持つておつたということです。

○中村(巖)委員 さらに、暴力団、覚せい剤、そういうのは関係ありませんが、少年の非行といふか犯罪と関係があるというが、その中の一つになるのではないかと思われますけれども、いじめの問題、これは現状はどうなつてているのでしょうか。

○益原説明員 いろいろな犯罪があるわけで、刑法犯という中にも恐らく業過というようなものがあるのだと思いますけれども、先ほど言われた

とが多いというふうに考えられます万引きなどとか自転車盗あるいはオートバイ盗、そういうふうな非行が低年齢層の少年の非行の大部分を占めております。

○中村(巖)委員 いろいろな犯罪があるわけで、刑法犯という中にも恐らく業過というようなものがあるのだと思いますけれども、先ほど言われた

とが多いというふうに考えられます万引きなどとか自転車盗あるいはオートバイ盗、そういうふうな非行が低年齢層の少年の非行の大部分を占めております。

○益原説明員 先ほど申し上げました数字の中に

は業過は含んでございません。

○中村(巖)委員 そうすると業過、簡単に業過と言つてしましますけれども、業務上過失傷害、こ

ういうことで検挙あるいは補導をされる少年とい

ましたいわゆるいじめ事件でござりますけれども、これは年々減少する傾向にございまして、昭和六十一年をとりますと、事件数で二百八十一件、補導人員で八百四十五名を補導しておるわけ

でございますが、これが平成三年になりますと、事件数で九十五件、補導人員では三百五名というふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑ということになるのだと思

いますけれども、法務省が送致を受けた少年事件数、最近の傾向はいかがでございましょうか。

○濱田政府委員 檢察庁が受理した少年事件の動向について今的確な資料を把握しておりませんけれども、法務省が送致を受けた少年事件数、最近の傾向はいかがでございましょうか。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与するのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

○中村(巖)委員 それでは、引き続き法務省にお尋ねを申し上げますけれども、少年の事件で、少年法によれば罰金以下の刑は直接に警察から家庭裁判所に送致されるということで、法務省が関与るのは禁錮以上の刑といふふうに、このところずっと減少しておるという状況でございます。

この主な理由でございますが、一つには昭和六十二年にかなり大幅に減少しております。これは道路交通法の一部改正によつて道路交通事件が減ったということが大きな原因でございますが、そのほかの理由としては、特に粗暴犯あるいは凶悪犯と言われるような類型の事件も、数は少のうござりますけれども年々減少していっております、こんな状況でございます。

○中村(巣)委員　そういった事件の中で、今度は家庭裁判所から逆送を受けて、そしてそれを起訴する事件、こういうのはどのくらいあるのでしょうか。

もあるわけですが、それとも、綾瀬の事件なんかないわけですね。結果的には何というか警察の捜査の上塗りをするだけだ。その結果としてああいう冤罪の決定を見た。こうしたことになつてゐるわけですけれども、法務省としてはこの種冤罪事件が起るということについて何か考えておられるのか、それをなからしむるために何か考えなければいけない、そういうお考観があるのかどうか伺いたいと思います。

○濱政府委員 改めて申し上げるまでもなく、捜査手続の適正ということは少年事件に限らず、成人の事件に限らず、常に最大の考慮を払わなければならない事項であることはもちろん当然でございます。少年事件の場合には、さらにそれに加えてと申しますか、少年法の精神にのつた適正な運用が行わなければならぬことは、これも委員の御指摘をまつまでもなく当然のことだと思ふわけでござります。検察庁におきましては、少年係検事という係檢事を指名いたしまして特に日々から少年事件に関する研究も怠らないようになっておりますし、先ほどから御指摘ありますように、少年が一般成人とは違つて判断能力が一般的に言つて未熟であるということを常に念頭に置いて捜査手續自体の適正ということにも考慮を払つておるものというふうに考えております。

○中村(麿)委員 綾瀬の事件を個別に問題にするわけじゃないのですけれども、やはりあの事件におきましては、とにかく警察段階の捜査というものが、少年の自白が非常に変転していく全く筋が通つていらないというにもかかわらず、検察官がそれをそのまま是認して捜査を終わらしているという問題があるんだといふうに思ひますけれども、その辺のことをただ抽象的に適正に行つたいい、行いたいということではなくてもうちょっと、それを一つの教訓として何か考観することはないのかということをお伺いしたいわけです。

○濱政府委員 先ほどから委員御指摘になつておられます綾瀬母子殺人事件につきましては、當時

も社会の耳目を驚かした事件でございますし、家庭裁判所の不処分決定に至るまでの経過というのはつぶさに、検察官の立場としても十分心して扱つたと思うわけでございます。ただ、今御指摘の綾瀬母子殺人事件がそういう結果になつたといふことにつきまして、例えばこの事件に■もちろん限らないと思ひますけれども、そういう事件を教材にしてといひますか、反省に立つて同じようなことがないよう、例えば各検察庁の検察官、少年犯年係検事をも交えて研究会をとか、そういう具体的な事例を取り上げて反省材料にして今後の捜査手続、特に少年事件についての捜査手続を考えいくとかいうことで検討したというふうに理解しております。

法の二十七条の二、これは保護処分の取り消しを保護処分継続中に限つておるわけでございます。したがいまして、保護処分終了後はその取り消しができないこととなつてゐるわけでございます。保護処分終了後もその取り消しを認めるべきであるという御意見は、これは当然あるわけでございまして、これも委員御案内のとおり、昭和五十二年六月の法制審議会の少年法改正についてのいわゆる中間答申の中に、刑事訴訟法の再審に相当する非常救済手続を設けるべきであるということが盛り込まれておるわけでございます。少年法の全体構造の中で考えていくべき問題であろうと思うわけでございまして、この制度の採否等、問題点につきましては今後とも少年法改正作業の中で検討していくたいと思っておるわけでございます。

○中村(巖)委員 先のこととを先回りして私が聞く前におつしやつておられるわけですから、ただ少年法の二十七条の二の「保護処分の取消」というところでは、事実認定が誤ったからその取り消しを求めることができるというふうにはなつてないわけですね。その辺のところは法務省としてはどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○濱政府委員 今委員御指摘になられましたように、そもそもこの少年法二十七条の二が規定されました当初の趣旨は、先ほど私申し上げましたように本来の、本来と申しますか刑事訴訟法の再審に相当するようなものということですくられたものではもちろんないわけでございます。ただ、その後、これも委員も十分御承知の上でお尋ねになつておるとは思うわけでございますが、昭和五十九年九月五日の最高裁の決定で、非行なしといふことが後でわかつた場合に、保護処分継続中の場合にはこの二十七条の二の規定によつて取り消すことができるという解釈になつたわけでございま

とやはり二十七条の二そのものを改正しないとかしいのではないか、その辺のことを明確にしなければいけないのじゃないかということが一点。もう一点は、先ほど局長が言われたように、保護処分がもう継続していない、処分が終了してしまった、少年院に一年なら一年も行つてきてしまったという段階でやはり事實認定が誤つてゐる、誤つていたことがわかつたといふことはありますから、その辺のこともこの少年法の中に保護処分が終わつてもできるのだといふにしなくてはおかしいじやないかと思うわけです。そういう点でも二十七条なりなんなりの法律の改正は必要なんぢやないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○濱政府委員 今委員御指摘の点は、要するに刑事訴訟法の再審に相当する非常救済手続を少年の場合にも設けるべきではないかという御趣旨だと思ひます。

その点につきましては、先ほども申し上げましたように、これは少年法全体の構造の中で考えていくべき問題だと思うわけですが、例えば非行事実ありやなしやの認定手続の問題とかそれぞれの非行あり、非行なしの認定決定なりに対する不服申し立てを認めるべきかどうかとか、いろいろ少年法全体の構造の問題として検討していかなければならぬ間違する事柄が幾多あるわけでござります。それは先ほど申し上げましたように、昭和五十二年六月の法制審議会の少年法改正についての中間答申の中でも幾つか挙げられてゐるわけでございまして、そういうものを踏まえて今後少年法改正作業の中で検討していきたい、こういうことを考へておるわけでございます。

○中村(巣)委員 最高裁がこの少年の司法の関係について幾つかいろいろ重要な決定をしていくわけですね。最高裁の考え方からすれば、やはり少年事件というのもデュープロセスによらなければ

性の決定をかなり出してきているのが現在の状況だというふうに思うわけです。先ほど指摘しました、要するにこの二十七条の二関係の再審の問題でも、いわば二十七条の二の明文の中にはないけれども、そこへ読み込んでいくしかないという考え方で決定が出されているわけです。

だから、そういうような決定が出されたら、法務省としては少年法全体の改正を考えるときにとおっしゃらずに、これはまずいなということです。そういうところをいわば応急的にでも改正する、そういう態度というものが要らないんじゃないかとうふうに私は考えるわけですけれども、そうお思いになりませんか。

○濱政府委員 今回の少年保護事件に係る補償の法律案と申しますのは、とにかく現行の少年法の枠組みを前提にして早急に少年補償をまず創設したいという考え方で立案したわけございますが、今委員御指摘の少年の権利保障のいろいろな措置の問題あるいは手続を適正ならしめるためのいろいろな事柄、これは先ほども申し上げておりますように、五十二年六月の少年法改正に関する中間答申の中でも十分指摘されておりまして、それぞれ関連するものとして考えていかなければならぬ事柄であるわけでございます。

したがいまして、少年補償法はとりあえず現行の少年法の枠組みを前提にして早急にお願いしておりますけれども、少年法の改正作業自体は、今委員御指摘の点をも含めましてできるだけ速やかに前進するよう努めていきたいというふうに考えておることだけ申し上げたいと思います。

○中村(巖)委員 少年補償の問題はそれはそれで、今回の法案でありますけれども、大変結構なことだ。それがないということの不合理性といふのはもとと早く気づくべきであつたというふうに思うわけです、それはそれなりによろしいのですけれども。

少年法というのは、立案されたときには、国親の考え方に基づいて非常にいい法律であるという

ふうに評価をされていたのでありますけれども、だんだん運用していく中において、やはりデューリー・プロセスとの間にそこができるということで、後で子どもの権利条約の問題もお尋ねをしますけれども、そういうように、世界的な潮流としては国親的な発想というものを十分に残しつつ、かつデューリー・プロセスというものを入れ込んでいかなければいけない、こういうことになるのだろうというふうに思います。

そういう意味で、根本的に少年法を考え直すということも決して悪いわけじゃない。しかしながら、先ほど中間答申の話がございましたけれども、あの中間答申が出されたときに、やはり各界から、各界からと言うとおかしいですけれども、やはり弁護士会は真っ先に反対したし、裁判所だってこれはだめなんだ、こういう考え方で臨んでおったというふうに思うわけでございます。

今後、少年法の全面的な改正について法務省はどうしていくつもりなのか、それをまず伺いたいと思います。

まして、そういうことにかんがみますと、この改
正に当たりましてはできる限り大方の合意を得て
これを実現していくことが望ましいという立場か
ら、反対の御意見につきましても十分な考慮を払
いながら作業を進めているというのが実情でござ
います。

○中村(麿)委員 その当時、今から十何年前です
けれども、いろいろ反対があつた。その当時の法
務省の考え方というものは納得を得られなかつた
わけですから、その基本的なところは、一つ
はやはり少年の年齢を下げよう、こういう点にあ
つたわけでありますし、もう一つは検察官関与な
んだ、こういうことにあつたわけでございます。
この二つがいわば中心的な点であろうかと思いま
すけれども、今現在、この二点については法務省
はどういうふうにお考えになつておられますか。

○濱政府委員 今委員御指摘になられましたよう
に、五十二年六月の中間答申の中に盛られており
ます事項は、年長少年の特別取り扱いの問題、そ
れから検察官関与の問題、こう今委員御指摘にな
られましたけれども、そのほかにも、少年の権利
保障の強化の問題、これは付添人の問題等も含め
てでござりますけれども、それから保護処分の多
様化の問題等々、かなりの事項が盛り込まれてお
るわけでございます。

したがいまして、中間答申で盛り込まれており
ます事項は、それぞれいざれも重要な事項と申し
ますが、相互に関連したものとして御答申があつ
たものというふうに考へているわけでございまし
て、そのうちのどれだけを取り上げるかどうかと
いうようなことではなしに、中間答申全体につい
て御意見の合致を見ていただきたいというのが私ども
の願つておるところでございます。

○中村(麿)委員 検察官関与の問題にしまして
も、何でもかんでも検察官が裁量で少年事件を取
り扱えるのだ、こういうような考え方があつたよ
うに思われるわけで、それに対しても非常におか
しいではないか、こういうことであります。しか
し、先ほどお尋ね申し上げました点で、例えば対

審構造を少年手続の中に持ち込むというようないふうに思うわけで、例えば事実の認定の部分については検察官を関与させて対審構造でやつていく、そのほかの部分については家庭裁判所の裁判官のある種の裁量でやつしていく、そういうような構造だつて考えられるところだろうというふうに思いますがけれども、その限りにおいては一応全件送致主義というかそういうものを保ちながらそういうことをやつしていく、こういう改正も可能、それが大方の支持が得られるかどうかはまた別としまして、考えられるといふうに思いますけれども、その辺のことについてはどう考えられますか。

○濱政府委員 少年審判手続を対審構造にするかどうかということにつきましても必ずしも意見の一貫を見ていないわけでござりますし、先ほど申し上げた中間答申で擧げられております幾つかの項目につきましても、やはり大方の合意を得られた段階で少年法改正というものが実現していくのが望ましいという基本的な考え方でございますので、そういう意味で、今委員御指摘になられましたように、例えは検察官関与にしても、ある部分で検察官与させるのがいいかどうかということにつきましていろいろな立場からいろいろな御意見があるわけでございまして、そういう意味で、先ほどお答え申し上げましたように、中間答申で盛り込まれておりますこれらの項目それぞれにつきましてできるだけ大方の合意が得られるようにしていきたいというのが基本的な考え方であるわけでございます。

○中村(巣)委員 そうしますと、結論的には、法務省としては当面急いで少年法を改正する御意思はない、当分の間現行法のままでいく、その間に何らかのコンセンサスを得られたならば、こういうことでのこの改正はかなり先になるというふうなことになりますようか。

○濱政府委員 先になるというふうに考えているのかと言われますと、これは必ずしもそうは願つてないわけでございますけれども、昭和五十二年

の六月に中間答申を出していただきましたにつきましては、それはそれなりに十分理由があつて出していただいた答申でございまして、できる限り速やかに大方の合意を得て少年法の改正を実現したいという気持ちはやまやまでござりますけれども、言ふなれば一つの基本法であるというふうに考えておりますので、それがなかなかできない状態でいるというのが偽らざる実情でございます。

○中村(巖)委員 次に、我々が子どもの権利保護条約と言つております問題についてお尋ねをいたします。

まして児童の定義といふことが必ずしも統一され
ているわけではございませんけれども、児童福祉法
とか児童手当法におきまして、いずれも児童を「
十八歳に満たない者」というふうに定義してお
りまして、これらの諸点を勘案いたしまして、こ
の条約におきましてチャイルドなしチルドレン
というものを「児童」と訳して名称を児童の権利
に関する条約というふうにさせていただいている
ところでございます。

○中村(歴委員) 児童といいますと、私どもがイ
メージするものは何か小学校の生徒が児童だ、あ

がどういうふうに、いつどろなされるのかといき見通しを持つて今臨んでおられますか。
○吉澤説明員 政府いたしましては、この条約の国会の御承認をいたぐべく、三月の十三日だつたかと思いますけれども、国会に提出させていただいたところでございます。私ども、この条約は基本的人権の尊重の理念に基づきます憲法とともに軌を一にするものございまして、この条約を締結することは、児童に対する人権保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして非常に望ましいものと考えております。五月十二日現在で既に

抑留または拘禁は、法律に従うものとし、最後の手段として、かつ最も短い適当な期間に限り用いられる。」こういうふうなことになつてゐるわけではござります。少年法におきましては、この身柄について、家庭裁判所が観護措置を決定してその少年を鑑別所に入れる、あるいは場合によつては例外的には勾留をする、こういうことになつてゐるわけであります。この観護措置なりあるいは勾留なりといふものが最後の手段であり、最も適当な期間であるという、こういうことになるのかということになると、私は大変疑問がある。

まず、外務省 来ていただいたのであります。うか。
一つは、外務省が先ごろ、我々がいわゆる子ども
の権利保護条約と言つてゐる条約について名称
を決定されたということが報道されておりますけ
れども、どういう日本における名称を決定された
のか、なぜそういう名前にされたのか、それを伺
いたいと思います。

るいはまたそれ以下の子供も児童かもしれないけれども、中学生、高校生というものの児童だとうのは何が我々の語感にそぐわない、こういう感じがするわけで、そこでお尋ねをしているわけです。何で子どもの権利に関する条約というのではなく、児童ということにしておかなければ全体の意味合いを矮小化しようとしているのではないか、そういうふうな感じをもっていま

百六十六カ国が入っている条約でもございまして、できるだけ早く締結したいと思っておるところでございまして、国会の御審議、御承認をいただいた上で、できるだけ早期に批准したいと思っております。

○中村(巖)委員 既に伝えられているところによりますと、この条約批准に当たつて国会法の整備はふまつてございません。そこで女房よき

観護措置そのものもある程度、まあ短いといえば短いですけれども、かなり長期にわたり得るものである、こういうふうに思いますけれども、その辺は条約といふものを少年法制とは抵触をしないというふうにお考えでしようか。

○渕政委員 現行の少年法を初めしまして、刑法、刑事訴訟法、これらの法律に基づく実際の運営などについてお尋ねになります。

して、国会の承認をいたぐるためには国会に提出せられました日本語の訳につきましては、児童の権利に関する条約というふうに名称を訳されていただいているところでございます。

がないので、その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

は必要ないんだ。こうしてようやく政府は考えてもらわるということらしいのですが、外務省としてもそういうふうにお考えでしようか。

○吉澤説明員 この条約の国会の承認を求めるべく、政府部内で関係省庁、内閣法制局を含めまし

際の適用も含めまして、委員会が御指摘になつておられます児童の権利条約の三十七条、まあ四十一条も同じような問題があるかと思いますけれども、いざれも担保されている。したがつて、国内法を改正する必要はないというふうに考えておわけだ

この条約の日本語訳につきましては、名称を含めまして、我が國が既に締結しているほかの条約でございますとか国内法令における用語等を勘案しつつ決めてることいたしております。そういう観点からこの条約の名称にございますチャイ

持つ意味を矮小化するとかそういうような意図ではございませんで、この条約の日本語訳をつくります場合に、これまで日本が締結いたしました条約の訳例でございますとか国内法の用例を勘案しつつ訳すということをこれまでやっておりま

(c)にて銳意検討いたしました結果、条約の三十七条の二で規定を除きまして、すべて現在の国内法制度ですべて現行の児童の分離に関する規定を除去する方針であります。このことによって、児童の分離に対する対応は可能であるというふうな結論に達しました。

〔鈴木（後）委員長代理退席、委員長着席〕
○中村（監査委員）さちらには、条約四十条二項の(i)の
でござります。ただ、先ほど外務省当局からもお
答えございましたように、三十七条の(c)との関係
では問題があるということをごぞいます。

ルド」というものを見ますと、我が国がこれまでに締結いたしました条約におきましては、チャイルドないしチルドレンという言葉は親子関係における子という意味に限定されるようにならわれる場合には語を「子」のう字が用ひられておりまく

して、そういうことにかんがみて「児童」という言葉を選んだわけでございます。先ほど先生の方から児童というと小学生というようなことを通常思ふ浮かべるのではないかという御指摘がございましたけれども、我が國の古き二十三字ノ

○中村(巖)委員 私どもはそういう考へていません。
で、やはりこの条約を批准するためには、いろいろな部分でこの国内法は変えていかなければならぬ、おそれます。

「はははは育て子」といふ言葉を用ひられておりまして必ずしもこういうような使い方でなくして、低年齢層の者を一般に指すような場合には「児童」という訳語が使われているわけでございます。ちなみに、これまでの条約の訳例では「子供」というふうに訳した例はないわけでございます。それで国内法の方で見ますと、国内の法令における

○中村(巣)委員 次に、外務省はこの条約の批准をまことに申します。我が国の法令はおきまして先ほど申しました児童福祉法の第四条あるいは児童手当法の第三条第一項等におきまして児童を「十八歳に満たない者」というふうに定義している例もございまして、そういうことも考慮したといたします。

ないのではないかとうふうに思つてゐるわけですが、さういふことは少く、司法手続との関係でござります。しかし、きょうのところは少年司法手続とこの条約との関係ということでお伺いをしていきたいと思いますけれども、大体条約の三十九条あるいは四十条に関するものであります。例えば三十七条は「いかなる子供もその自由を不法にまたは恣意的に奪われない、子供の逮捕、

うになつてゐるわけでありますけれども、この占について、現在本人に對しては何らかの形で被疑事実が告げられるということはありましようけれども、親または法定の保護者に對して被疑事実を告げる、そういう制度というものが欠如しているのではないか、この点についてはいかがでしようか。

うになつてゐるわけでありますけれども、この占について、現在本人に對しては何らかの形で被疑事実が告げられるということはありましようけれども、親または法定の保護者に對して被疑事実を告げる、そういう制度というものが欠如しているのではないか、この点についてはいかがでしようか。

○濱政府委員 この条約の四十条二項の(b)に定められた罪の告知の点について仰せだとと思うわけでござりますが、この点につきましては、現行の少年法のもとでの運用として、審判開始前の家庭裁判所調査官による調査の段階におきましても罪の告知を行つておると理解しておりますし、制度的にいは、少年審判開始決定後におきましても第一回の審判期日に家庭裁判所の裁判官から告知が行われているというふうに理解しているわけでござります。

○中村(巣)委員 さらに、条約の四十条の二項の(b)の(iv)というものは「自己に不利益な証人を尋問し、あるいは尋問してもらう権利を保障する。」こういうふうにあるわけございまして、こういういわゆる反対尋問権がある。少年法だって審判の中で尋問ができないわけではありますけれども、反対尋問権があるということは、要するにこれは伝聞証拏を認めないということを意味するのではないか、こう言う人がいるわけでありまして、今の少年審判手続におきましては伝聞証拏を用いているわけでありますから、その点でこの条約の四十条二項の(iv)にそごするのではないかと思ひますけれども、その点はいかがでしよう。

○濱政府委員 今のお尋ねの御指摘は、証人喚問権あるいは反対尋問権という問題になつてくると思うのですが、この条約の規定自体は伝聞証拏の排除までを要請しているものではないというふうに基本的には理解しているわけでございます。したがいまして、現行の少年法あるいは刑事訴訟法におきましても本条約に抵触するものではないと基本的には考えております。

たださらには、この条約と離れて、少年の証拏調べ請求権あるいは証人尋問権というようなものについての保障をより一層厚くすべきではないかといふ御意見までおつしやつておられるといったしましますので、その点は、先ほどお答え申し上げましたように、少年法改正の中でも検討していくかな

○中村(廢棄) 年院に一回ス 出でから今度がどのくらい うことを調査する
○飛田府柔 いたしますと、 は把握できま は再犯も多 ある時は成 になつた者も多 ではあるが、 つてしまふ者 しては、再犯 そういう者も その数字で 院に収容され されたことの数 すが、これは されただけで、 院に収容され りますけれど 院に増加した たに入院した は二〇・九%だ ら平成二年ま り若干の増加を たに再度少年 いかと思つて ただ、もろい 人になつてい をするれば少年 となるのであ きない状況に 〇中村(廢棄) ないのですけ かから、生 が世間で犯した者の中 うのですね。 努力はされて

現実がある。現実があるといふのか、少なくとも二割にしても再入所者があるといふ状況といふものには何とか改善ができないのかと考えるわけですね。それが本当の人の命、国家が人の命を誤つて殺されてしまうことがあります。

○飛田政府委員 御指摘のように、少年院に入つた者がすぐ、すべて少年院でよくなつてくれれば非常にありがたいわけなんですか。なかなか難しい隘路がございます。

隘路と申しますのは、少年院の立場に立つて申し上げますと、少年院に入つてくる少年といふのは、過去に少年院に送致されたことがある者が約二割ございますが、そのほかの者でも、過去に少年院までは入つてはいないけれども家庭裁判所で何らかの処分歴がある。保護観察とか、まあ不開始、不処分になつても途中で鑑別所に入つているとかいうふうな何らかの処分歴がある者が八割ぐらいおりますので、言うなれば、少年の、非行を犯してまだぶんな感じのあれじゃなくて、かなり経験を積んだような少年が多く入つてまいります。そういう少年を導きさせるということですからなかなか難しい面がございまして、犯罪学校といふよりは、新たに来て悪くなるといふよりは、むしろ相当悪い少年が入つておりますから、そういう意味でよくなる方が多いといふに私どもは理解しております。

○中村(巣)委員 少年関係は終わりまして、刑事補償について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。刑事補償、今回法案が出されまして、金額がかなり大幅にアップになるということでございます。そのこと自体私はいいことであると思っているわけですから、端的に、簡単に申し上げてしまふと、要するに、例えば死刑の執行による補償といふものが今回三千万円に引き上げられるということでありまして、人の命が三千万円なのかな、そんな感じがしてしまふわけです。

そういう意味合いにおいて、刑事補償の理念というものは人の命をそういうふうに評価すると

いう形のものなのか、本質的には一体どういうものなんだらうかということを考えるわけでありま

す。これが本当の人の命、国家が人の命を誤つて殺してしまつたから三千円お支払いしてそれで奪つてしまつたから三千円お支払いしてそれで終わりですよ、これは余りにも人の命を国が軽視していることになるのではないか。その辺、刑事

拘禁に対する補償はいましばらくおきまして、今委員お尋ねになつておられます死刑執行の場合の補償についてお答え申し上げます。

そもそも死刑の執行に対する補償と申しますのは、本質的には慰謝料というふうに考えるべきだろうと思うわけでございます。それは、今委員が御指摘になられましたように命の値段とかいうことではないに、死刑を執行したことによる死者に対する慰謝料という考え方、基本的にはそういう考え方ではないかと思うわけでございます。その御指摘になられましたように命の値段とかいうことはなしに、死刑を執行したことによる死者に確に算定するということはなかなか難しい事柄だ

と思うわけでございます。

ただ、從来から交通事故等による死亡の慰謝料額の動向とか、自動車損害賠償保障法十三条一項あるいは自賠法施行令の二条一項に定めてあります死亡の場合の保険金額などを一つの参考として、今回三千万円といふ金額を定めさせていただいたということをございます。自賠法の「死」者に

対する保険金額は平成三年に三千万円に改定されているわけでございまして、今申し上げたような経緯で、今回の法案の死刑の執行に対する補償金額を三千万円とさせていただいたということになります。

そこで、最近の最高裁判所の判例を御紹介して、大体今最高裁判所でこのようなことを言われておるというところを申し上げたいと思います。こういう刑事案件に関して問題になりますのは、逮捕、勾留、それから検察官の公訴の提起、公訴の追行、それから裁判官のそれに対する裁判、このような段階で問題になるということです。そこで、逮捕、勾留、公訴の提起という点でございますが、これにつきましていわばリーディングケースと言われておりますのが昭和五十三年十一月二十日の最高裁判所の判例でございます。これによりますと、この判例集に要旨として掲げられています。そこで、逮捕の裁判、このような段階で問題になるということです。

そこで、逮捕、勾留、公訴の提起といふことになりますが、これが非常に薄くなつてきたのではないか。檢察官の行為が悪かつた、あるいはまた起訴したという行為が悪かつた、あるいはまた裁判官の判断が悪かつた、こういうことで訴訟してみますのも、なかなか認められないといふ状況になつてきている。それが最近の多くの判例の傾向じゃないかと思うのですけれども、現時点での判例を整理してみたら、どういう場合だったら認容されるのかも、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○今井最高裁判所長官代理者 国家賠償でございますが、これは委員御承知のとおりに、国家賠償法一条といふところでございまして、「國又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行つて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えた」と認められる、こういふ要件が要るわけでございます。

それから、裁判官の裁判についてでございますが、このリーディングケース、これは実はもともとは刑事案件ではございませんけれども、もとは民事事件についてそれが誤つておるから国家賠償

という事件でござりますが、昭和五十七年三月二十九日最高裁判所の判例がございまして、これによりますと、「裁判官がした争訟の裁判につき國家賠償法一条一項の規定にいう違法な行為があつたものとして國の損害賠償責任が肯定されたためには、右裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする。」こういう要旨になつておるわけであります。現在の最高裁判所のこれについてのリーディングケースについては、大体以上のようなところでござります。

○中村(應)委員 今リーディングケースを紹介していただきましたけれども、裁判所の判断による違法行為といふようなものは、裁判官が不當あるいは不法の特別の目的を持つてそういう裁判をして人を罪に陥れようなんという、そういうケースはあり得ないことなんですね。だから、そうでなければ賠償が得られないということになれば、賠償が得られないということにならざるを得ないわけですね。そうだとすれば、国賠というものが十分に機能するならば、それは刑事補償における金額がある程度少なくともやむを得ない、こういうことになるかもしませんけれども、国賠がそういうふうに機能をしてこないということになると、これは刑事補償というものについても十分なものを作られなくてはならないのではないか、こういうふうに思うわけであります。それだけ申し上げて、時間が来ましたので質問を終わります。

○浜田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 私は前回、今回の少年保護補償法二条の要件の「身体の自由の拘束」にかかわつて、少年法二十四条一項二号による教諭院送致の場合が含まれてないということを指摘して時間切れとなつてしまいましてので、ちょっとその問題について幾つか最初に質問をしたいと思います。

教護院送致が行われる
ろん親兄弟から引き離
りますが、それまで通
り引き離されて教護院の
四時間教護院の中で生
あります。一般に教護
院でおりまして、拘置
りますが、事実上その
きない、自由が拘束さ
れていることは間違いな
ので、前回もちよ
断外出の実態について
す。

最高裁判所事務総局
裁判月報「平成二年五
修さんの論文によりキ
外出することを教護院
亡や逃走という言葉を
院は開放施設であり、
る」という文章がある
るに逃亡」のことを無断
るのにすぎないと思う
そこで、現在日本の
実態、全体の数、それ
うなんですが、その連
法的権限について厚生
省です。

○弓掛説明員 全国の
外出の件数でございま
に調査したものでござ
で千六百八十九件、延
九十五人というよう
の状況につきましては
ら帰つてくるとかある
ているといったような
それから、その法的
ては、児童福祉施設と
施設ということでござ
しまして、親権そのもの

ますと、当該少年は、もちろん、されることは当然であつて、いた中学校などからも中で教育が行われる。二十九院施設は開放施設だと言わ所や刑務所と違うわけであります。少年にとっては、外出はで少年にとっては、外出はでされているという状況になつたんですね。

つと質問したのですが、無くお聞きしたいと思うのであります。

が発行しております「家庭月第四十二巻第五号の廣渡によると、「教護院から無断で職員は無断外出と呼び、逃使わない。なぜなら、教護児童福祉施設だからであるのですが、事實上は、要する外出という言葉を使つています。

教護院における無断外出のから連れ戻しをしているよそれ戻しの実態、連れ戻しの省からお聞きしたいと思ひのです。

教護院における児童の無断ですが、これは昭和六十三年一いりますが、六十二年の数字べ人数にいたしまして二千七百人ほどのところは家庭にかかるといいますので、親の立場に立つてはございませんけれども根拠ということにつきましてはございませんけれども

も、親権にかわるような考え方で連れ戻しをする
ということになつております。
○木島委員 昭和六十二年度において救護院に入
所している現人員は、前回お聞きしたのですが、
二千六百十一人でありますから、それに対して千
六百八十九件無断外出、いわゆる逃亡、逃走が行
われているというのは大変な数字だと思うのです
ね。半分以上がそういうことを起こして、そして
そのほとんどが連れ戻されているという実態は、
いわゆる開放施設というのは法の観念であつて、
現実にはやはり身体の自由が拘束されていると見
られるのではないか。
そうしますと、今回少年保護補償法がつくられ
る前提でありますから、本来審判事由が存在しない
にもかかわらず審判が開始されたり保護処分に付
されたり、あるいは審判事由の存在が認められな
いことによつて一たん行われた少年院への保護處
分が取り消された場合に補償してやろうという趣
旨なわけですから、法観念ではなくて現実に身体
が拘束されているという実態を真正面から見据え
て、誤った処分によつて教護院送致となつた少年
に対して、それが取り消された場合にはやはりこ
の法によつて補償がなされるべきではないかなと
改めて今の数字をお聞きして私は感じてゐるわけ
であります、法務省にはお願いをしたいなど思
つてゐるわけであります。

よつて補償されているのでしょうか。
○濱政府委員　過去十年間の立件人員を見ますと、合計三千六百六十件でございまして、そのうち補償した人員が四十九件、補償しなかつた人員が三千六百十一人ということになるわけでござります。

○木島委員　被疑者補償規程の第四条によりますと、「補償に関する事件の立件手続は、次の場合に行う。」としてその第一号に「被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき」、「罪とならず」又は「嫌疑なし」の不起訴裁定主文により、公訴を提起されないときには必ずこの被疑者補償規程に基づくいわゆる補償の立件手続を行うのでしょうか。そういう数字なのでしょうか。

○濱政府委員　この被疑者補償規程の第四条の一號には検察官が「罪とならず」または「嫌疑なし」の不起訴裁定主文によつて不起訴処分にしたときが一つの場合として書いてあり、それからそのほか四条の二号、三号、いずれの場合も立件手続をするということになつてゐるわけでございます。したがつて、先ほど申し上げました立件人員というものはこの四条の一號だけには限らないわけでございます。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

○木島委員　わかりましたが、三千六百六十件立件されて補償がわづか四十九件というのは余りにも補償が少な過ぎると思うわけなんです。

同じく規程の第四条の三で補償しないことがでるべきの場合という条項があるのですが、なぜこんな三千六百六十件も補償手続が立件されてわづか四十九件しか補償されないのか、その理由はわかりますでしようか。

○濱政府委員　補償をしなかつた場合について先ほど三千六百十一といふ数字を申し上げましたのが、その内訳を申し上げますとある程度御理解いただけるかと思うのですけれども、そのうち心神

なりますると、例えば起訴猶予の場合は補償請求権を認めるべきでないということはもう恐らく御異論はないと思うのですけれども、そういう理由で不起訴処分が行われた場合におきましても、本人からは、真実は無実であるということを主張して出訴、訴え出ることは、これは容認せざるを得なくなるというふうに思うわけでございま。

が、ひとつ検討の対象にのせていただきたいと思うわけであります。

一点だけ最後に補償規程に関してお聞きしますが、第三条「補償の内容」の金額ですが、これは抑留又は拘禁の日数に応じ、一日千円以上九千円以下四百円以下の割合、刑事補償法に準じて同じ金額が補償規程でも行われているわけですが、今回

また、没収の場合で例を申しますと、その没収物を返すことが少年の将来に悪影響を与える高密度のおそれがあるとき、例えばその没収物が偽造物だとか賞せい剤とかシンナー、わいせつ物等であるときのような場合が一応想定されるかと思うわけでございます。

少年補償の目的を没却する結果となることも考えられるわけでございまして、そういう意味でこの種の包括的な除外事由を設ける必要があるということです。

ただ、法条三条三号について、家庭裁判所の自由裁量を認める趣旨ではございませんで、先ほどお答え申し上げておりますように、少年の後見

そうなりますと、すべての不起訴処分について、被疑者補償請求という審査のもとに裁判所がその嫌疑の有無を判断することならざるを得ないであろうというふうに思うわけでございます。しかしながら、委員御案内のとおり、刑事訴訟法は公務員職権濫用罪についての準起訴手続の場合を例外といたしまして検察官が公訴権を独占する建前をとっているわけでございまして、不起訴処分の当否を裁判所が審査の対象にするということは、今申しました刑事訴訟法の基本的性格から見て問題があるであろうというふうに思うわけでございます。

○**刑事補償法**の一部が改正されまして補償の上限が引き上げられた場合には、当然速やかに被疑者補償規程の第三条の金額も引き上げるということであるとお伺いしてよろしいでしょうか。

○**濱政府委員** そのとおりでございます。

○**木島委員** 続いて、少年保護事件補償法の第三条の三号、補償の一部または全部をしないことができる場合についてお伺いをしたいと思います。再三問題になつておりますように、第三条の三号に「本人が補償を辞退しているとき」ということがあります。「その他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき。」という条文

ことができる」という要件として、特別の場合と
いうような場合をなぜ少年保護事件補償法につい
てのみ入れるのか、その点についてどうなんでしょうか。

的機関であるという家庭裁判所が少年保護の觀点に立つて健全な裁量によつて運用されることが期待されているということを御理解いただきたいとと思うわけでございます。

○木島委員 少年保護事件補償法の第三条が三号によつて非常に抽象的な文言を規定して、補償しないことができる場合を規定した。

今私その解釈をお聞きしましたら、その「特別の事情」という場合の一つには責任能力がない場合が入るんだとおっしゃいましたね。そうすると、何のことではない、被疑者補償規程の第四条の三の第一号、要するに責任能力がない場合、それ

それから、二つ目の理由をいたしましては、検察官の不起訴処分には無罪の裁判のように確定力がないわけでござりますが、もし検察官のこの「罪とならず」あるいは「嫌疑なし」の不起訴処分に対しても補償請求を認めることとしたしまするに、無罪の裁判と同じように何らかの確定力を与えることになつてくるのではないか、そういたしましてと法制的にそことのところが疑義が出てくるのではないか、こういうような理由から、今日まで被疑者補償規程自体を立法化するということは行われておりませんし、適当ではないというふうに考えておるわけでございます。

○演政府委員 そのとおりでござります。
○木島委員 それでは、その「補償をしない」と
ができる場合」のうち、「特別の事情があるとき」という「特別の事情」というのはどんな場合を想定しているのでしょうか。
○濱政府委員 例えば、身柄拘束を受けるに至つた帰賀事由というのでしょうか、責めに帰するべき事由が専ら少年にあるとき、例えて申しますと、シンナーの乱用癖を有する少年が密売人からシンナーを購入して吸入中に検挙されたけれども、たまたま当該シンナーにはトルエンが含まれていたといったような場合とか、それから観的な犯罪事実は認められるけれども責任能力が認められないとして非行なし、不処分決定等がなされたときとか、あるいは専ら虐待を受けている少年を緊急に保護する目的で観護措置がとられたような場合とかというような場合が挙げられる。

裁判所がその後見立場から、少年の健全育成と断していくわけでございますので、少年の意をある程度確認する場合を一つの事例として挙げておるわけでございます。

それで、今委員のお尋ねは、法案の三条三号後段のような、こういう抽象的と申しますか包括的な消極要件を定めることがいいかどうかかといふについてのお尋ねだと思うわけでございまが、確かに、一般的に申しますと、具体的、個別的な要件を一つ一つ書いていくのが望ましいことは事実でございます。

ただ、法案の三条三号が想定している場合をこのような方法で網羅して規定するということは、立法技術上不可能であるということもございますし、そうかと申しまして、そのような場合にまで先ほど私が例を挙げたような場合まで必ず補償しなければならないとすることは、かえつて少々不健全育成を害し、あるいは過剰補償という言葉が適当かどうか、過剰補償ということになつて、

から第四号、本人が補償を受けることを辞退している場合、要するに被疑者補償規程の考え方をこの少年保護事件補償法に持ち込んできたんだじゃないかという感じがして仕方がないのです。刑事補償法の観念を持ち込んで、刑事補償法並みの規定にするべきではないかと思わざるを得ないわけであります。

そういう懸念から、私は被疑者補償規程の運用状況を聞いたのですが、さつきのように三千六百六十件立件されておりながら、実際に補償がされたのはわずか四十九件だけ。もし、こんな形で少年保護事件の補償法が運用され、この三条が家庭裁判所の裁判官によつて乱用されていつた場合、実がなくなつてしまふのではないかと懸念せざるを得ないわけなんですね。

そういう立場から、ぜひともこの第三条の三号の「辞退しているとき」またはその他「特別の事情があるとき」という解釈運用は、家庭裁判所は非常に限定的にやつていただきたいなと思うわけであります。特に、この第三条の三号が利用され

て補償しないといふ決定が行われた場合でも、本法案によりますと、第五条の第三項ですか、抗告できない、同じ裁判官が再度の考案をするにすぎないといふわけでありまして、抗告権がこの法案にはない、こういう法の構造になつてゐるのですね。

歩前進だとは思いますが、非常に不十分さ
が残っているのではないかという点を指摘いたし
まして、運用の面でそういう不十分さが解消され
ますことを希望いたしまして、質問を終わらせて
いただきます。

○中野委員　刑事補償であります、私は単純素朴にお尋ねしたいと思います。

刑事補償が行われるよ^うなケ^トブというのには私は、関係者にとって随分アンハッピーなケースなんぢらう、こう思うつゝあります。十^{じつ}う、

検察、警察においても不名誉なことであろうと思
いますし、そしてまた被疑者にとつても、無実で

あるにもかかわらずそのような状況に置かれたと
いうこと自体、大変不幸なことであろう。もちろ

ん十分立証できなかつた。本当は本来有罪であるべき人が立証できなかつたがために手続上無罪

これはそれでまた追及した方にとっては不名誉なことであり、アンハッピーであるというはうて、こ

の刑事補償法を今改正されようとしているわけであります。が、本来これは、言うならば最悪の事態

のせめの償い、こういうことになるのであります。

そういう意味で少なくとも冤罪がかけられる
ようなことがないように、制度も運用もあらゆる
面からしてより努力を傾注していくべきだ。

らぬ、こう思ひうわけでありまして、そのことに付いての法務当局また警察の心構えを改めて御決意としてお伺いしたいと思ひます。

○済政府委員 今委員御指摘になられましたとおり、刑事補償申しますのは、憲法四十条に発す

るわけでございますが、刑事手続で適法に留置されたは拘禁されたのではあるけれども、結果的に無罪とされた者に対しても、公平の原則上、その抑留または拘禁によって生じた損害を國が補償するのが相当であるという考え方からできているわけでございます。

しかしながら、今委員御指摘になられましたように、刑事補償の認められる理由はそうではありますけれども、そういう刑事補償が行われる事例といふものが少なければ少ないほど刑事政策が適正に運用されているという言い方もできるのではないかというふうに思うわけでございます。

○中野委員 そこで、幾つかのことをお尋ねいたしますが、まず第一点として、私きよう、先ほど来質疑を聞きながらふと思つたのであります、この補償額の根拠について一つだけ伺いたいと思います。

これは、物価の上昇率だつたり、または労働者の給与の上昇率等がいろいろ今日までの計算の根拠とされてまいりました。昭和二十五年でしたか、この制度ができましたときの金額にその後の経済状況や社会状況の変化に応じて率を掛け修正をしてきたというのが今までの経緯ではなかつたかと思います。その率の掛け方が、給与が上がつたり、または消費者物価が上がつたり、その物価も不安定ならば国民生活の内容も大変ばらばらな状況であつたのではないか。そのときに決められた根拠、というのは一体何だったのだらうか。もちろん随分慎重に検討をして決められたであろうとは思います。しかし、社会情勢が、また経済情勢が落ちついてきた今日、昭和二十五年のを基準にして率を掛けるのではなくて、本来刑事補償のあるべき姿を一から検討し直してその額を決めるという時期を迎えているのではないか、こういうふうに思うのですが、この私の疑問についてはどうお答えになりますか。

○濱政府委員 確かに委員仰せのとおり、從来、この刑事補償法が昭和二十五年にできましてから、今回で九回の改正でそれぞれ日額の引き上げを行つてきているわけでございますが、その都度昭和二十五年の刑事補償法制定時にさかのばつて、先ほど委員御指摘になられましたように、賃金水準の上昇率あるいは物価水準の上昇率を勘案しながら引き上げ額を算定してきたということでございまして、それはそれなりに、その都度できるだけ適正な額に引き上げたいということと、一つの基準として評価できる引き上げ方であろうと思うわけでござります。

○中野委員 法案審議に入ります前に刑事局長からいろいろと内容の御説明をいただきましたときにはそのことについて若干のお話を申し上げましたものですから、思い起こしましてお尋ねをさせていただきました。今回の改正で一から見直せとは申し上げませんけれども、ひとつこういう機会に、次にやるときには一度原点に立ち返つて検討してみようか、憲法四十条の精神に照らし合わせ、不利益をこうむつたそのことに対する償いと慰謝料。

ところが、その償いの仕方または慰謝料に対する

○済政府委員 確かに委員仰せのとおり、從来、この刑事補償法が昭和二十五年にできましてから、今まで九回の改正でそれぞれ日額の引き上げを行つてきてるわけでございますが、その都度昭和二十五年の刑事補償法制定時にさかのぼつて、先ほど委員御指摘になられましたように、賃金水準の上昇率あるいは物価水準の上昇率を勘案しながら引き上げ額を算定してきたといふことでございまして、それはそれなりに、その都度できるだけ適正な額に引き上げたいということで、一つの基準として評価できる引き上げ方であろうと思うわけでござります。

ただ、委員御指摘になつておられますのは、二十五年制定当時は二百円ないし四百円だつたと記憶いたしますが、ということですスタートしたわけですが、そのスタートしたときの金額がそもそも適正なのかという御指摘であろうと思うわけでございます。

私どもも、当時にさかのぼりまして、現行の刑事補償法が制定された当時の資料等を勉強したわけでござりますけれども、當時も必ずしもはつきりしたお答えとしては出てないのでござりますが、旧刑事補償法時の金額をもにらみ合わせて、昭和二十五年当時の労働者の賃金額あるいは証人の日当額等を勘案まして、當時も、例えば四百円という上限日額を決めるにつきましては、その中に、得べかりし利益の喪失分と慰謝料、精神的な損害を償う分と両方が含まれてゐるという前提で四百円という金額を丸めて算定したというふうに理解したわけでござります。したがいまして、二十五年に制定された当時の労働者の賃金日額プラス精神的な損害額とか慰謝料の額を加えて四百円というふうに算定したように理解いたしておりますので、當時としては一応の基準としては標準的な金額として妥当したのではないかといふふうに思うわけでござります。したがいまして、それをその後引き上げを図るということを考えてまいりますと一応それを基準にせざるを得ないし、それが一番相当な方法ではないかというふう

○中野委員 法案審議に入ります前に刑事局長からいろいろな内容の御説明をいただきましたときには実はそのことについて若干のお話を申し上げましたものですから、思い起こしましてお尋ねをさせていただきました。今回の改正で一から見直せとは申し上げませんけれども、ひとつこういう機会に、次にやるときは一度原点に立ち返つて検討してみようか、憲法四十条の精神に照らし合わせ、不利益をこうむつたそのことに対する償いと慰謝料。

ところが、その償いの仕方または慰謝料に対する人道的な意味での考え方というのも昭和二十五年当時と現在とではこれまた変わつてきている、といいますか進歩してきているということが言えるのではないかだろうかと思うのですね。ですから、賃金水準だと物価水準によつて率を算出した、それはそれで結構でございますが、それはそれでまだある意味では正当な計算の仕方であろうとも思います。しかし、その原点に返つての検討は、もうあれから随分とたつております状況下にあつて、国民の意識、人権感覚等々も考え合わせますと再検討をする時期を迎えているのではないか、私はこういう気がいたしますが、次の機会までにいかがでございましょう。

○濱政府委員 この上限日額の引き上げを考える場合に、どのくらいに引き上げるのが相当かということを算定する際に、従来の引き上げの際の算定方式を全く無視するということはもちろんできないと思いますし、それはある程度継続性といふことも考えなければならないと思いますけれども、今委員御指摘になられましたようにそのときどきの社会情勢というか物の考え方の変化といふものもあるわけでございましようから、単純に前と同じ引き上げ基準を適用していくことではないと思いますし、要は刑事補償の額をできるだけ補償の趣旨に合うように充実していくといふところが大切なわけでございましようから、今委員おっしゃられました御意見も今後引き上げを

検討する際にも十分参考にさせていただきたいと

いうふうに思っております。

○中野委員 その御答弁で納得をいたします。

このことを考えますときにはたまたま思い出しましたのが、カナダ政府が第二次世界大戦中に在カナダ日本人に対して行いました行為に対する償いとして最近補償したのですね。そして、その中で、いわゆるわび状といいますかおわびの趣旨を書いたペーパーというのがその金銭につけて渡されたわけであります。が、その中に、当時はそれが正しと思つて行われたことであるけれども、現在の道的な人権擁護の立場から考えればそれは非常に遺憾な行為であつたというふうに、現在の価値観に照らし合わせて補償するという文章があるのですね。私は人間の感覚、また人道、人権についての考え方というのはやはり年々進歩していくと思うのです。そういうことを考慮に入れるといふことは継続性の原則に必ずしも反するものではないというふうに思いますので、このことは御提言を申し上げておきたいと思う次第でございま

それからもう一つ、刑事補償法というのは、人間がやることでござりますから、神様ではございませんので間違ひを起こすこともある、その人間の能力の限界というものを認めてこの刑事補償法といふのはあると思うのですが、同時に常にみずから人間であること、過ちを犯すことがあり得ることを謙虚に反省しながらあらゆる事態に対応していく必要があるだろうと思うのです。疑わしきは罰せずという原則も、またそのことを考えたらこそある原則であります。

最近は、裁判の結果無罪となるケースがかなり多く、また大きく報道されるような感じをしてならないのでござります。冤罪という言葉が、むしろ一般国民が普通に使う用語の仲間入りをしてしまつたという感じもするのでございまして、そういう意味ではお互いに謙虚でなければならないであります。訴訟の途中であろうとも、これらのことにつきましてはいわゆ

るメンツにこだわって公判維持をがむしゃらにやつていくといふことが、多分ないであろう

ことは思いますが、人間様のやることでございま

す、感情の動物でございますから、時にそういう

ことが一〇〇%ないとも言い切れません。やはり常に検察も裁判も謙虚でなければならないと思うのであります。が、これらのことについて法務当局

としてはどのような注意を払つておりますか。

○濱政府委員 事実認定及び法令の適用に当たりまして、今委員からも仰せになられました疑わし

きは罰せずという原則、事実認定あるいは法令の適用についての最終的な判断を行なうのは裁判所で

あるわけでございまして、疑わしとは罰せずとい

う原則につきましても、一義的には裁判所の判断を規制する原則であろうと思ないますけれども、檢

察当局におきましても、この疑わしとは罰せずとい

う原則の根底にある人権尊重の理念と申します

ようか、さういうものを尊重して、今後とも被疑者

及び被告人の権利保障に十分配慮した捜査活動あるいは公判活動を行なついかなければならぬも

のというふうに承知しているわけでござります。

○中野委員 次にお尋ねをいたしますが、この法律は捜査段階で不起訴となつた者に対する取り扱

いはどうなつてゐるのであります。が、実務上

は法務大臣の訓令で処理されていると聞いてい

われであります。このグレーゾーンの取り扱いを

された者と全くの無実であった者との区別がつか

ないときの理由というものがあるそうであります

が、やはりその中でも何らかの基準が明定されて

しかるべきではないか、こういうふうにも思つて

ございますが、御見解はいかがでござりますか。

○濱政府委員 被疑者段階の補償と申しますか、

被疑者として抑留または拘禁を受けた者に対する

刑事補償につきましては、被疑者補償規程とい

う名の大蔵訓令がござります。その中で、補償をす

めるに足りる十分な事由があるときは、抑留又は拘禁による補償をするものとする」ということ

で、検察官に対して補償の権利と義務と申します

とか、それを課しているわけでござります。さ

らに、被疑者補償規程の第四条におきまして、補

償に関する事件の立件手続につきましても、こう

いう場合には必ず立件をしなさいという旨の規定

も置いているわけでございまして、被疑者段階の

補償についても刑事補償に準じた形の補償がなさ

れるように規定は整備されているということござ

ります。

○中野委員 これにつきましては、大変グレーゾ

ーンといふのは判断がしにくい、また被疑者の方

もなかなか要求がしにくかつたりするわけであり

ます。また、そういう要求をすることによって、自後、検察または警察から一つの感情的な気持ち

で扱われないかといふ圧迫感みたいなものをやは

ります。そこで、そういう要求がしにくかつたりする

ことは十分に運用において前向きに配慮され

ね。こういうことは十分に運用において前向きに

配慮され得るべきであろう。ルーズであるといふことは違いますけれども、そのことについては十分お考えをいただきたいと思うわけであります。

○中野委員 次に参りますが、現行刑訴法の立法趣旨の一つ

に旧刑訴法が自白偏重主義に陥り、人権尊重の見

地からすると十分でなかつたといふことも挙げら

れております。その意味で、旧刑訴から現行刑訴

に移行した際には実務においても多少の混乱もや

むを得なかつた面もあるかと思ないますけれども、

日本国憲法自体刑事手続について異例とも言え

るほど詳細な規定を置いております。また、その

理念を具現化したと言われる新刑訴法が施行され

て既に半世紀を迎えるとする今日、自白偏重と

思われる証拠調べが続いているとすれば、これは

大変なことがあります。

しかしながら、自白偏重であつたという、実は

冤罪事件の後の新聞報道等ではそういうことも時

として報道され、法務当局によつてはそれは不本

意なことであつたと思ないますけれども、しかしな

が、一言だけ申し上げれば、何とか切り離すわけ

にいかぬかな、こういう気持ちも正直いたして

おります。とはいへ、この二つの法案、厳密に言

えば二つではありませんけれども、拘禁二法の決

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浜田委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前九時四十分理事会、午前九時五十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

法務委員会議録第十一号中正誤

ページ 段行 誤 正
二七 四元 適性 適正

平成四年六月三日印刷

平成四年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K